

インサイダー取引規制関連法令



こりやいや！
あっちこっち見なくて済むし、
助かるよ！

インサイダー取引規制については、法令で細かく規定が設けられていて、これを読めば何をすべきか分からないのか分かるようになっています。

ただ、これらの規定は、「金融商品取引法」、「金融商品取引法施行令」、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」等の法令にまたがって設けられていて、実際に条文に当たろうとすると、こっちを見たり、あっちを見たりと、結構面倒な作業を強いられるものです。

次ページ以降の資料は、条文の理解がしやすいよう、これらの法令を関連付けて、記載したものとなっております。

なお、内容は2015年9月16日現在のものであることに御留意ください。また、内容については正確さを期して作成しておりますが、編集過程で誤植等がある場合がありますので、悪しからず御了承ください。

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出)</p> <p>第百六十三条 第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者(以下この条から第百六十六条まで及び第百六十七条の二第一項において「上場会社等」という。)の役員(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等(第百六十六条において「上場投資法人等」という。)の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。第百六十六条において同じ。)の役員を含む。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。)及び主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。)は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)その他の政令で定める有価証券(以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。)又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連有価証券」という。)に係る買付け等(特定有価証券又は関連有価証券(以下この条から第百六十六条まで、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第十四号において「特定有価証券等」という。)の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。)又は売付け等(特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条の二までにおいて同じ。)をした場合(当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社</p>	<p>(上場会社等の有価証券から除くもの)</p> <p>第二十七条 法第百六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産(資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。)を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券(特定社債券を除く。)として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるもの以外のもの</p> <p>イ その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この章において同じ。)</p> <p>ロ その資産の総額のうち占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人</p>	<p><有価証券の取引等の規制に関する内閣府令></p> <p>第六章 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等</p> <p>(適用除外有価証券等)</p> <p>第二十五条 令第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するもののうち、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。</p> <p>一 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人(次号において「特別目的法人」という。)に直接又は間接に所有者から譲渡(取得を含む。)される金銭債権その他の資産(次号において「譲渡資産」という。)が存在すること。</p> <p>二 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券(当該有価証券の借換えのために発行されるものを含む。)上の債務の履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を当てること。</p> <p>2 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)第百五条第一号へに規定する不動産等資産をいう。</p> <p>3 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間(投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。)の決算(当該決算が公表された(法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。))ものでない場合は、最近営業期間</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十三条第一項続き) 等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて<u>内閣府令</u>で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)には、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、その売買その他の取引(以下この項、次条及び第百六十五条の二において「売買等」という。)に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して<u>内閣府令</u>で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>(その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲) 第二十七条の二 法第百六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(前条各号に掲げるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の<u>政令</u>で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(前条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。次号において同じ。)で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>二 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(前号に掲げるものを除く。)を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券(前条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券(前条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p>	<p>(第二十五条第三項続き) の前営業期間の決算)又は公表がされた情報(最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合であつて最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。)において投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。)の資産の総額のうちに占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第二十七条の二続き)</p> <p>四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（第三号に掲げるもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第三号に掲げるもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）の預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は当該外国投資証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券若しくは証書又は外国投資証券に係る権利を表示するものうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>(特定有価証券の範囲)</p> <p>第二十七条の三 法第六十三條第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第二十七条各号に掲げるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（次条から第二十七条の六まで、第二十八条の二第十二号及び第二十九条の二の三第十号において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（第二十七条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。）</p> <p>二 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（第二十七条第一号に掲げるものを除く。以下この条</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第二十七条の三第二号続き)において同じ。)の性質を有するもの又は同項第十一号に掲げる外国投資証券(第二十七条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)又は同項第十一号に掲げる外国投資証券(前号に掲げるものを除く。)で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前二号に掲げるものを除く。)又は同項第十一号に掲げる外国投資証券(前二号に掲げるものを除く。)で、これらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>(関連有価証券の範囲)</p> <p>第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。)又はこれに類する外国投資信託(同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託を</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第二十七条の四第一号続き)</p> <p>いう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。)に係るもの</p> <p>二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行するもの</p> <p>三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの</p> <p>四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>五 有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の特定有価証券を受託有価証券とするもの</p> <p>六 当該上場会社等以外の会社の発行する社債券(新株予約権付社債券を除く。)で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)</p> <p>七 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>(特定有価証券等に係る買付け等の範囲)</p> <p>第二十七条の五 法第六十三条第一項に規定する特定有価証券又は関連有価証券(次条、第三十三条の十五、第三十三条の十六、第三十三条の十八及び第三十三条の十九において「特定有価証券等」という。)の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定有価証券の買付け</p> <p>二 関連有価証券の買付け(特定有価証券の売買に係るオプションを表示する関連有価証券については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)</p> <p>三 特定有価証券の売買に係るオプションを表示する関連有価証券の売付けであつて当該オプションの行使に</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
	<p>(第二十七条の五第三号続き) より当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの</p> <p>四 その他前三号に掲げる取引に準ずるものとして<u>内閣府令</u>で定めるもの</p>	<p>(特定有価証券等の買付けに準ずるもの)</p> <p>第二十六条 令第二十七条の五第四号に規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者（当該特定有価証券等が売方関連有価証券の場合にあつては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの</p> <p>二 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者（当該特定有価証券等が売方関連有価証券の場合にあつては、受領する立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）の付与</p> <p>三 特定有価証券等の売買に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位（当該特定有価証券等が売方関連有価証券の場合にあつては、売主としての地位。以下この条、次条及び第三十五条において同じ。）を取得するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第二十六条第三号続き)</p> <p>の売買において売主としての地位（当該特定有価証券等が売方関連有価証券の場合にあっては、買主としての地位。以下この条、次条及び第三十五条において同じ。）を取得するものに限る。）の付与</p> <p>四 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの</p> <p>五 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）の付与</p> <p>六 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの</p> <p>七 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となる</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第二十六条第七号続き)</p> <p>ものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与</p> <p>八 特定有価証券等に係る外国市場デリバティブ取引前各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものと類似するもの</p> <p>九 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十一 特定有価証券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十二 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使に</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第二十六条第十二号続き)</p> <p>より当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の当該特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の当該特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十三 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの</p> <p>十四 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。)の付与</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(特定有価証券等に係る売付け等の範囲)</p> <p>第二十七条の六 法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等の売付けその他の取引で<u>政令</u>で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定有価証券の売付け</p> <p>二 関連有価証券の売付け（特定有価証券の売買に係るオプションを表示する関連有価証券については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）</p> <p>三 特定有価証券の売買に係るオプションを表示する関連有価証券の買付けであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの</p> <p>四 その他前三号に掲げる取引に準ずるものとして<u>内閣府令</u>で定めるもの</p>	<p>(第二十六条続き)</p> <p>十五 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十六 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与</p> <p>(特定有価証券等の売付けに準ずるもの)</p> <p>第二十七条 令第二十七条の六第四号に規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p style="text-align: right;">(第二十七条第一号続き)</p> <p>銭を支払う立場の当事者となるもの</p> <p>二 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）の付与</p> <p>三 特定有価証券等の売買に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の付与</p> <p>四 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの</p> <p>五 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第二十七条第五号続き)</p> <p>特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与</p> <p>六 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの</p> <p>七 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与</p> <p>八 特定有価証券等に係る外国市場デリバティブ取引前各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものと類似するもの</p> <p>九 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第二十七条第十号続き)</p> <p>当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十一 特定有価証券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十二 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十三 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者と</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第二十七条第十三号続き)</p> <p>なるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの</p> <p>十四 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の付与</p> <p>十五 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十六 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
		<p style="text-align: right;">(第二十七条第十六号続き)</p> <p>る。)の付与</p> <p>(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)</p> <p>第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して<u>内閣府令</u>で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 信託業を営む者が信託財産として所有する株式 二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九条第一項第十四号ロ(1)及び第六十二条第二号において同じ。)を行う者が有価証券の引受け(法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式 三 法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式 <p>(役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合)</p> <p>第二十八条 法第六十三条第一項本文に規定する<u>内閣府令</u>で定める場合は、上場会社等の役員(投資法人である上場会社等の資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この章において同じ。)又は主要株主(法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。)が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。)又は売付け等(同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。)をする場合とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
		<p>(売買に関する報告書の記載事項及び提出先等)</p> <p>第二十九条 法第六十三条第一項の規定により報告書を提出すべき上場会社等の役員又は主要株主は、別紙様式第三号により当該報告書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書は、その提出者が居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）であるときはその者の本店又は主たる事務所の所在地（個人の場合にあつてはその住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者であるときは関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一項の報告書を法第六十三条第二項の規定により金融商品取引業者等を経由して提出する場合にあつては、当該金融商品取引業者等の本店（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、取引所取引許可業者（法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。第四十一条第三項において同じ。）を経由して提出する場合にあつては、関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。</p> <p>(報告書の提出を要しない場合)</p> <p>第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の數に満たない數の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合</p> <p>二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十条第一項第二号続き)</p> <p>百五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等を行なった場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>三 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該役員又は従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行なった場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）</p> <p>四 上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行なった場合（第二号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>五 上場会社等の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行なった場合（第三号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十条第一項第五号続き)</p> <p>い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）</p> <p>六 上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあってはその役員を含み、個人にあってはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十四号において同じ。）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われた場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>八 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券又は投資証券の集合体を対象とする法第二条第二十一</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十条第一項第八号続き)</p> <p>項第一号に掲げる取引を行った場合</p> <p>九 法第百五十九条第三項に規定する政令で定めるところにより特定有価証券の売買をした場合</p> <p>十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であって買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）</p> <p>イ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券</p> <p>ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券</p> <p>十一 会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を取得した場合</p> <p>十二 新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）を有する者が当該新株予約権又は当該新投資口予約権を行使することにより株券又は投資証券の買付けを行った場合</p> <p>十三 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引を行った場合</p> <p>十四 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券若しくは投資証券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条第二項に規定する特別株式買取り（同法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。）に該当する場合及び同法第三十八条の六第一項の規定による投資口の買取りに該当する場合に限る。）を行った場合又は当該買付けした株券若しくは投資証券の売付けを行った場合（同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構からその業務の一部について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十三条続き)</p> <p>2 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等を行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可者を經由して提出す</p>		<p>(第三十条第一項第十四号続き)</p> <p>若しくは投資証券の買付け又は売付けを行った場合を含む。)</p> <p>2 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>3 第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>二 上場会社等に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社</p> <p>三 上場会社等からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社</p> <p>4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十三条第二項続き)</p> <p>るものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。</p> <p>(上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)</p> <p>第百六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてそれに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。</p> <p>2 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員、出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。）を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。</p> <p>3 前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間行わないときは、消滅する。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が</p>		

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十四条第四項続き)</p> <p>当該上場会社等に提供されたことを知った場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行っていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。</p> <p>6 前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行っていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。</p> <p>7 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合は、この限りでない。</p> <p>8 前各項の規定は、主要株主が買付け等をし、又は売付け等をしたいずれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行う買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して<u>内閣府令</u>で定める場合においては、適用しない。</p> <p>9 第四項において、内閣総理大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、<u>内閣府令</u>で定める。</p>		<p>(申立書の提出先)</p> <p>第三十一条 法第百六十四条第五項の規定により申立てをしようとする上場会社等の役員又は主要株主は、申立書を関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>(利益関係書類の写しの公衆縦覧)</p> <p>第三十二条 法第百六十四条第七項の利益関係書類の写しは、関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(短期売買利益の返還の適用除外)</p> <p>第三十三条 法第百六十四条第八項に規定する<u>内閣府令</u>で定める場合は、第三十条第一項各号に掲げる場合とする。</p> <p>(利益の算定の方法)</p> <p>第三十四条 法第百六十四条第九項に規定する<u>内閣府令</u>で定める利益の算定の方法は、法第百六十三条第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十四条第一項続き)</p> <p>額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする(上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。)</p> <p>一 特定有価証券等の売付け等(売買合致数量に係るものに限る。)の価額</p> <p>二 特定有価証券等の買付け等(売買合致数量に係るものに限る。)の価額</p> <p>2 前項に規定する計算に関して、複数の買付け等又は売付け等を行ったと認められる場合には、同項第一号の特定有価証券等の売付け等又は同項第二号の特定有価証券等の買付け等には、複数の売付け等又は買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次売買合致数量に達するまで割り当てるものとする(当該買付け等を行った後六月以内に当該売付け等を行ったもの又は当該売付け等を行った後六月以内に当該買付け等を行ったものに限る。)。この場合において、同一日において複数の買付け等又は売付け等を行ったときは、当該買付け等については最も単価が低いものから順に買付け等を行ったものとみなし、当該売付け等については最も単価が高いものから順に売付け等を行ったものとみなす。</p> <p>3 前項の適用については、買付け等又は売付け等のうち売買合致数量を超える部分は、当該買付け等又は売付け等とは別個の買付け等又は売付け等とみなし、更に利益の算定を行う対象とする(当該買付け等を行った後六月以内に売付け等を行ったもの又は当該売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったものに限る。)</p> <p>4 前三項の「売買合致数量」とは、特定有価証券等の売付け等の数量と特定有価証券等の買付け等の数量のうちいずれか大きくない数量をいう。</p> <p>5 第一項の「価額」とは、特定有価証券等の売付け等又は特定有価証券等の買付け等の価格にそれぞれの数量を乗じて得た額をいう。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(上場会社等の役員等の禁止行為)</p> <p>第百六十五条 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 当該上場会社等の特定有価証券等の売付けその他の取引で<u>政令</u>で定めるもの(以下この条及び次条第十五項において「特定取引」という。)であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額(特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については<u>内閣府令</u>で定める額をいう。)が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として<u>内閣府令</u>で定める額を超えるもの</p>	<p>(特定取引の範囲)</p> <p>第二十七条の七 法第百六十五条第一号に規定する<u>政令</u>で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 前条第一号から第三号までに掲げる取引</p> <p>二 その他前号に掲げる取引に準ずるものとして<u>内閣府令</u>で定めるもの</p>	<p>(特定取引に準ずるもの)</p> <p>第三十五条 令第二十七条の七第二号に規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、特定有価証券等の売買に係る法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号に掲げる取引のうち、オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の付与とする。</p> <p>(特定取引に係る特定有価証券の額)</p> <p>第三十六条 法第百六十五条第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として<u>内閣府令</u>で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 関連有価証券(売方関連有価証券を除く。以下この条及び次条において同じ。)の売付け又は売方関連有価証券の買付け 当該売付けに係る関連有価証券又は買付けに係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の額</p> <p>二 特定有価証券の売買に係る法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る特定有価証券の額</p> <p>三 関連有価証券又は売方関連有価証券の売買に係る法第二条第二十一項第三号若しくは第二十二項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る関連有価証券又は売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p style="text-align: right;">(第三十六条第三号続き)</p> <p>る特定有価証券の額</p> <p>(役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額)</p> <p>第三十七条 法第六十五条第一号に規定する上場会社等の役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定有価証券の売付け 当該役員又は主要株主の売付けに係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて、当該役員又は主要株主が所有するものの額に次のイからトまでに掲げる額を加えた額からチからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該種類の特定有価証券の額（関連有価証券の場合にあつては、当該関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額。以下この条において同じ。）</p> <p>ロ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ハ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主として</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十七条第一号続き)</p> <p>の地位を取得するものに限る。)の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ニ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券を所有している場合における当該関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ホ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について消費貸借による借入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ヘ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ト 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の取得又はオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>チ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十七条第一号続き)</p> <p>る関連有価証券について消費貸借による借入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>リ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ヌ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ル 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ロ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ワ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十七条第一号続き)</p> <p>類の特定有価証券に係る売方関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>二 関連有価証券の売付け又は売方関連有価証券の買付け 当該役員又は主要株主の売付けに係る関連有価証券又は買付けに係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であって当該役員又は主要株主が所有するものの額に前号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号チからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>三 特定有価証券の売買に係る法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号に掲げる取引 当該役員又は主要株主の取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であって当該役員又は主要株主が所有するものの額に第一号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号チからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>四 関連有価証券又は売方関連有価証券の売買に係る法第二条第二十一項第三号若しくは第二十二項第三号に掲げる取引 当該役員又は主要株主の取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る関連有価証券又は売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であって当該役員又は</p>

金融商品取引法 (第百六十五条続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第三十七条第四号続き)
<p>二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等（特定取引を除く。）であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として<u>内閣府令</u>で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として<u>内閣府令</u>で定める数量を超えるもの</p>		<p>主要株主が所有するものの額に第一号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号チからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>(売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量)</p> <p>第三十八条 法第百六十五条第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として<u>内閣府令</u>で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。</p> <p>一 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第二号又は第二十二項第二号に掲げる取引 当該取引に係る取引契約金額を一特定有価証券当たりの約定数値（約定数値をその取引に係る想定特定有価証券数で除して得た数値）で除して得た数量</p> <p>二 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引又は同条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する同条第二十一項第二号又は第二十二項第二号に掲げる取引に係る取引契約金額を一特定有価証券当たりの権利行使約定数値（その取引の当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る約定数値）で除して得た数量</p> <p>三 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引に係る想定元本額を一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>四 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引又は同条第二十二項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する同条第二十一項第四号又は第二十二項</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十八条第四号続き)</p> <p>第五号に掲げる取引に係る想定元本額を一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>五 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引 当該取引に係る想定元本額を一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>六 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引又は同条第二十二項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する同条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る想定元本額を一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>七 特定有価証券に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する取引に係る想定元本額を一特定有価証券当たりの権利行使約定数値（その取引の当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る約定数値）で除して得た数量</p> <p>八 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第二号又は第二十二項第二号に掲げる取引 当該取引に係る取引契約金額を一関連有価証券当たりの約定数値（約定数値をその取引に係る想定関連有価証券数で除して得た数値）で除して得た数にその一関連有価証券当りに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数量を乗じて得た数量</p> <p>九 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引又は同条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する同条第二十一項第二号又は第二十二項第二号に掲げる取引に係る取引契約金額を一関連有価証券当たりの権利行使約定数値（その取引の当事者の一方の意思表示に</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十八条第九号続き)</p> <p>より成立する取引に係る約定数値)で除して得た数にその一関連有価証券当りに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数量を乗じて得た数量</p> <p>十 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引に係る想定元本額を一関連有価証券当りの時価額で除して得た数にその一関連有価証券当りに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数量を乗じて得た数量</p> <p>十一 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引又は同条第二十二項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する同条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引に係る想定元本額を一関連有価証券当りの時価額で除して得た数にその一関連有価証券当りに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数量を乗じて得た数量</p> <p>十二 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引 当該取引に係る想定元本額を一関連有価証券当りの時価額で除して得た数にその一関連有価証券当りに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数量を乗じて得た数量</p> <p>十三 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引又は同条第二十二項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する同条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る想定元本額を一関連有価証券当りの時価額で除して得た数にその一関連有価証券当りに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数量を乗じて得た数量</p> <p>十四 関連有価証券に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引 取得し、又は付与したオプションが行使</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第三十八条第十四号続き) された場合に成立する取引に係る想定元本額を一関連 有価証券当たりの権利行使約定数値(その取引の当事 者の一方の意思表示により成立する取引に係る約定数 値)で除して得た数にその一関連有価証券当たりに表 示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数 量を乗じて得た数量</p> <p>(役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定 有価証券の数量)</p> <p>第三十九条 法第百六十五条第二号に規定する上場会社等 の役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特 定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各 号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とす る。</p> <p>一 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第二号から 第五号までに掲げる取引、同条第二十二項第二号から 第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取 引(同条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取 引に類似するものに限る。)当該役員又は主要株主 の当該取引に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場 会社等の特定有価証券であって当該役員又は主要株主 が所有するものの額を当該取引をした日における一特 定有価証券当たりの時価額で除して得た数量に次のイ 及びロに掲げる数量を加えて得た数量からハ及びニに 掲げる数量を控除して得た数量</p> <p>イ 第三十七条第一号イからトまでに掲げる額を一特 定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>ロ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種 類の特定有価証券に係る令第二十七条の五第四号 に規定する取引をして、その決済をしていない場 合における当該取引に係る前条に規定する特定有 価証券の数量</p> <p>ハ 第三十七条第一号チからワまでに掲げる額を一特 定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>ニ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(特定組合等の財産に属する特定有価証券等の取扱い)</p> <p>第百六十五条の二 組合等（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合（以下この条において「有限責任事業組合」という。）又はこれらの組合に類似する団体で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）のうち当該組合等の財産に属する株式に係る議決権が上場会社等の総株主等の議決権に占める割合が百分の十以上であるもの（以下この条において「特定組合等」という。）については、当該特定組合等の組合員（これに類するものとして内閣府令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が当該特定組合等の財産に関して当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（当該特定組合等の組合員の全員が委託者又は受益者である信託の受託者が、当該上場会社等の特定有価</p>	<p>(組合に類似する団体)</p> <p>第二十七条の八 法第百六十五条の二第一項に規定する政令で定めるものは、外国の法令に基づいて設立された団体であつて、次に掲げる組合に類似するものとする。</p> <p>一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合</p> <p>二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合</p> <p>三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合</p>	<p>(第三十九条第一号続き)</p> <p>類の特定有価証券に係る令第二十七条の六第四号に規定する取引をして、その決済をしていない場合における当該取引に係る前条に規定する特定有価証券の数量</p> <p>二 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引、同条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引に類似するものに限る。）当該役員又は主要株主の当該取引に係る関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所有するものの額を当該取引をした日における一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量に前号イ及びロに掲げる数量を加えて得た数量から同号ハ及びニに掲げる数量を控除して得た数量</p> <p>(特定組合等の組合員に係る売買に関する報告)</p> <p>第四十条 法第百六十五条の二第一項本文に規定する内閣府令で定める者は、令第二十七条の八に規定する団体の構成員とする。</p> <p>2 法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、特定組合等の組合員全員が受益者である運用方法が特定された信託について、当該特定組合等の組合員の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合とする。</p> <p>3 法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める組合員は、次に掲げる組合員をいう。</p> <p>一 信託の受託者に上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等の指図を行う組合員</p> <p>二 投資一任契約に基づき上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を行う場合における特定組合等の業務を執行する組合員</p> <p>4 法第百六十五条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十五条の二第一項続き) 証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条において同じ。)には、当該買付け等又は売付け等を執行した組合員(これに準ずるものとして内閣府令で定める組合員を含む。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定めるところにより、その売買等に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p>		<p>(第四十条第四項続き)</p> <p>一 会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合</p> <p>二 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。)であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。次号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>三 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)</p> <p>四 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の関係会社の従業員であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。次号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であつて、当該買付けが一定の計</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第四十条第四項第四号続き)</p> <p>画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>五 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）</p> <p>六 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）の買付けが金融商品取引業者に委託等して行われた場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>八 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする法第二条第二十一項第一号に掲</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第四十条第四項第八号続き)</p> <p>げる取引を行った場合</p> <p>九 法第百五十九条第三項に規定する政令で定めるところにより特定有価証券の売買をした場合</p> <p>十 特定組合等の組合員が、上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であって買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該特定組合等の組合員が専ら当該特定組合等の資金調達のために行う場合に限る。）</p> <p>イ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの</p> <p>十一 会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を取得した場合</p> <p>十二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券の買付けを行った場合</p> <p>十三 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引を行った場合</p> <p>5 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、第三十条第二項各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>6 第四項第四号に規定する関係会社とは、第三十条第三項各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。</p> <p>(特定組合等の組合員に係る売買に関する報告書の記載事項及び提出先等)</p> <p>第四十一条 法第百六十五条の二第一項の規定により報告書を提出すべき特定組合等の組合員は、別紙様式第四号により当該報告書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書は、特定組合等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、法第百六十五条の二第一項に規定す</p>

金融商品取引法 (第百六十五条の二続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第四十一条第二項続き)
<p>2 前項に規定する特定組合等の組合員が、当該特定組合等の財産に関して当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行った場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。</p> <p>3 特定組合等の組合員がその地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、当該特定組合等の財産に関し、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、それに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして当該特定組合等の財産について利益を生じた場合においては、当該上場会社等は、当該特定組合等の組合員に対し、当該特定組合等の財産をもつてその利益を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。</p> <p>4 当該上場会社等が前項の規定により請求した場合にお</p>		<p>る投資事業有限責任組合又は同項に規定する有限責任事業組合であるときは当該特定組合等の主たる事務所その他これに準ずるものの所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、令第二十七条の八に定める団体であるときは関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一項の報告書を法第百六十五条の二第二項の規定により金融商品取引業者等を経由して提出する場合にあつては、当該金融商品取引業者等の本店（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、取引所取引許可業者を経由して提出する場合にあつては、関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。</p> <p>(有限責任構成員) 第四十二条 法第百六十五条の二第四項に規定する内閣府</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十五条の二第四項続き)</p> <p>いては、当該特定組合等の財産をもつて当該特定組合等の当該請求に係る債務その他の債務を完済することができなかつたときに限り、当該上場会社等は、同項の利益を生じた時における当該特定組合等の各組員（投資事業有限責任組合の有限責任組員及び有限責任事業組合の組員並びにこれらに類する者として内閣府令で定める者を除く。）に対し、当該特定組合等の債務について当該各組員が負う責任に応じて、当該利益（同項の規定により提供された利益の額を控除した額に限る。）を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。</p> <p>5 前項に規定する場合において、当該特定組合等の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、同様とする。</p> <p>6 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。</p> <p>7 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらの規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。</p> <p>8 第三項から第五項まで又は前項の規定により利益の返還を請求する権利は、当該特定組合等の財産について利益が生じた日から二年間行わないときは、消滅する。</p> <p>9 内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組員をいう。）に送付し、当該報告書提出組員から、当該組合利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写しを当</p>		<p>(第四十二条続き)</p> <p>令で定める者は、令第二十七条の八に規定する団体の構成員で、その出資の価額を限度として、当該団体の債務を弁済する責任を負う者とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十五条の二第九項続き)</p> <p>該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前において、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合は、この限りでない。</p> <p>10 前項本文の規定により当該報告書提出組合員に組合利益関係書類の写しが送付された場合において、当該報告書提出組合員は、当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行っていないと認めるときは、当該組合利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。</p> <p>11 前項の規定により、当該報告書提出組合員から当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行っていない旨の申立てがあつた場合には、第九項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。</p> <p>12 内閣総理大臣は、第九項の規定に基づき上場会社等に組合利益関係書類の写しを送付した場合には、当該組合利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第八項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合は、この限りでない。</p> <p>13 第三項から前項までの規定は、特定組合等の財産に関して買付け等をし、又は売付け等をしたいずれかの時期において当該特定組合等が特定組合等でない場合及び特定組</p>		<p>(申立書の提出先)</p> <p>第四十三条 法第百六十五条の二第十項の規定により申立てをしようとする報告書提出組合員（同条第九項に規定する報告書提出組合員をいう。）は、申立書を関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>(組合利益関係書類の写しの公衆縦覧)</p> <p>第四十四条 法第百六十五条の二第十二項の組合利益関係書類の写しは、関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>(特定組合等の組合員に係る短期売買利益の返還の適用除外)</p> <p>第四十五条 法第百六十五条の二第十三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十条第四項各号に掲げる場合とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十五条の二第十三項続き)</p> <p>合等の財産に関して行われる買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して<u>内閣府令</u>で定める場合においては、適用しない。</p> <p>14 第九項において、内閣総理大臣が当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合における当該利益の算定の方法については、<u>内閣府令</u>で定める。</p>		<p>(特定組合等の財産について生じる利益の算定の方法)</p> <p>第四十六条 法第百六十五条の二第十四項に規定する<u>内閣府令</u>で定める利益の算定の方法は、法第百六十五条の二第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする（特定組合等の財産に関し当該特定組合等の組合員が上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特定有価証券等の売付け等（売買合致数量に係るものに限る。）の価額 二 特定有価証券等の買付け等（売買合致数量に係るものに限る。）の価額 <p>2 前項に規定する計算に関して、複数の買付け等又は売付け等を行ったと認められる場合には、同項第一号の特定有価証券等の売付け等又は同項第二号の特定有価証券等の買付け等には、複数の売付け等又は買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次売買合致数量に達するまで割り当てるものとする（当該買付け等を行った後六月以内に当該売付け等を行ったもの又は当該売付け等を行った後六月以内に当該買付け等を行ったものに限る。）。この場合において、同一日において複数の買付け等又は売付け等を行ったときは、当該買付け等については最も単価が低いものから順に買付け等を行ったものとみなし、当該売付け等については最も単価が高いものから順に売付け等を行ったものとみなす。</p> <p>3 前項の適用については、買付け等又は売付け等のうち売買合致数量を超える部分は、当該買付け等又は売付け等とは別個の買付け等又は売付け等とみなし、更に利益の算定を行う対象とする（当該買付け等を行った後六月以内に売付け等を行ったもの又は当該売付け等を行った後六月以</p>

金融商品取引法 (第百六十五条の二続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第四十六条第三項続き)
<p>15 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に関して次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定取引であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については<u>内閣府令</u>で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として<u>内閣府令</u>で定める額を超えるもの</p>		<p>内に買付け等を行ったものに限る。）。</p> <p>4 前三項の「売買合致数量」とは、特定有価証券等の売付け等の数量と特定有価証券等の買付け等の数量のうちいずれか大きくない数量をいう。</p> <p>5 第一項の「価額」とは、特定有価証券等の売付け等又は特定有価証券等の買付け等の価格にそれぞれの数量を乗じて得た額をいう。</p> <p>（特定組合等の組合員の禁止行為）</p> <p>第四十七条 法第百六十五条の二第十五項第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として<u>内閣府令</u>で定める額は、第三十六条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>2 法第百六十五条の二第十五項第一号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として<u>内閣府令</u>で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 特定有価証券の売付け 当該特定組合等の組合員の売付けに係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて、当該特定組合等の組合員が所有するものの額に次のイからトまでに掲げる額を加えた額からチからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該種類の特定有価証券の額（関連有価証券の場合は、当該関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額とする。以下この条において同じ。）</p> <p>ロ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合にお</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第四十七条第二項第一号続き)</p> <p>ける当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ハ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ニ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券を所有している場合における当該関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ホ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について消費貸借による借入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ヘ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ト 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券の売</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p style="text-align: right;">(第四十七条第二項第一号続き)</p> <p>買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>チ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について消費貸借による借入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>リ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ヌ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立す</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第四十七条第二項第一号続き)</p> <p>る売買に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ル 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ヲ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>ワ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額</p> <p>二 関連有価証券の売付け又は売方関連有価証券の買付け 当該特定組合等の組合員の売付けに係る関連有価証券又は買付けに係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額に前号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号チからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>三 特定有価証券の売買に係る法第二条第二十一項第三</p>

金融商品取引法 (第百六十五条の二第十五項続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第四十七条第二項第三号続き)
<p>二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等（特定取引を除く。）であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として<u>内閣府令</u>で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として<u>内閣府令</u>で定める数量を超えるもの</p>		<p>号又は第二十二項第三号に掲げる取引 当該特定組合等の組合員の取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額に第一号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号チからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>四 関連有価証券又は売方関連有価証券の売買に係る法第二条第二十一項第三号若しくは第二十二項第三号に掲げる取引 当該特定組合等の組合員の取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る関連有価証券又は売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額に第一号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号チからワまでに掲げる額を控除した額</p> <p>3 法第百六十五条の二第十五項第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として<u>内閣府令</u>で定める数量は、第三十八条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。</p> <p>4 法第百六十五条の二第十五項第二号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として<u>内閣府令</u>で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。</p> <p>一 特定有価証券に係る法第二条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引、同条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引に類似するものに限る。） 当該特定組合等の組合員の当該取引に係る特定有価証券と同じ種類の上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額を当該取引をした日における一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量に次のイ</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十五条の二続き)</p> <p>16 前三条の規定は、組合等の財産として上場会社等の株式を所有することにより当該上場会社等の主要株主に該当することとなる主要株主については、適用しない。</p>		<p>(第四十七条第四項第一号続き)</p> <p>及びロに掲げる数量を加えて得た数量からハ及びニに掲げる数量を控除して得た数量</p> <p>イ 第二項第一号イからトまでに掲げる額を一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>ロ 当該特定組合等の組合員が上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る令第二十七条の五第四号に規定する取引をして、その決済をしていない場合における当該取引に係る前項に規定する特定有価証券の数量</p> <p>ハ 第二項第一号チからワまでに掲げる額を一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量</p> <p>ニ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る令第二十七条の六第四号に規定する取引をして、その決済をしていない場合における当該取引に係る前項に規定する特定有価証券の数量</p> <p>二 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引、同条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引に類似するものに限る。）当該特定組合等の組合員の当該取引に係る関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額を当該取引をした日における一特定有価証券当たりの時価額で除して得た数量从前号イ及びロに掲げる数量を加えて得た数量から同号ハ及びニに掲げる数量を控除して得た数量</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(会社関係者の禁止行為)</p> <p>第百六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブ取引（以下この条、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二第一項及び第百九十七条の二第十四号において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。</p> <p>一 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人を含む。以下この項において同じ。）の役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その者の職務に関し知つたとき。</p> <p>二 当該上場会社等の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第三項に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社</p>		<p>第七章 重要事実を知つた会社関係者等又は公開買付け等事実を知つた公開買付者等関係者が行う売買等 （会社関係者となる協同組織金融機関の普通出資者）</p> <p>第四十八条 法第百六十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第四十一条第三項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める権利を得た信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の普通出資者並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十九条の三に定める権利を得た労働金庫及び労働金庫連合会の普通出資</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第一項第二号続き)</p> <p>員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。) 当該権利の行使に関し知ったとき。</p> <p>二の二 当該上場会社等の投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。)又は同法第二百二十八条の三第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利を有する投資主(これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十八条の三第一項に定める権利又は同条第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利の行使に関し知ったとき。</p> <p>三 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知ったとき。</p> <p>四 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき。</p> <p>五 第二号、第二号の二又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号、第二号の二又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知った場合におけるその者に限る。)その者の職務に関し知ったとき。</p> <p>2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実(第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。)をいう。</p>		<p>(第四十八条続き)</p> <p>者とする。</p> <p>(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)</p> <p>第四十九条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第四十九条第一項続き)
<p>一 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。</p> <p>イ 会社法第九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集</p> <p>ロ 資本金の額の減少</p> <p>ハ 資本準備金又は利益準備金の額の減少</p> <p>ニ 会社法第五十六条第一項（同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の</p>		<p>一 法第百六十六条第二項第一号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 会社法第九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場会社等が外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される証券の募集の場合にあつては、一億円に相当する額）未満であると見込まれること（優先出資をその券面額を発行価額として優先出資法に規定する優先出資者（ロにおいて「優先出資者」という。）に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。）。</p> <p>ロ 優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合においては、優先出資者の有する優先出資一口に対し発行する優先出資の数の割合が〇・一未満であること。</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第一号続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第四十九条第一項続き)
<p>法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）による自己の株式の取得</p> <p>ホ 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て</p> <p>ヘ 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割</p> <p>ト 剰余金の配当</p> <p>チ 株式交換</p>		<p>二 法第百六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式無償割当てを行う場合にあつては、当該株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が〇・一未満であること。</p> <p>ロ 新株予約権無償割当て（会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円（外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額）未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が〇・一未満であること。</p> <p>三 法第百六十六条第二項第一号へに掲げる事項 株式（優先出資を含む。以下この号において同じ。）の分割により一株（優先出資にあつては、一口）に対し増加する株式の数の割合が〇・一未満であること。</p> <p>四 法第百六十六条第二項第一号トに掲げる事項 一株又は一口当たりの剰余金の配当の額をそれぞれ前事業年度の対応する期間に係る一株又は一口当たりの剰余金の配当の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。</p> <p>五 法第百六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。第五十五条の五第一項第二号において同じ。）となる会社にあつて、次に掲げる</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第一号続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第四十九条第一項第五号続き)
<p>リ 株式移転</p> <p>ヌ 合併</p> <p>ル 会社の分割</p>		<p>もののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社（子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下この条、第五十二条及び第五十三条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である場合において、当該株式交換完全子会社となる会社との間で行う株式交換</p> <p>ロ 子会社との間で行う株式交換</p> <p>六 法第百六十六条第二項第一号ヌに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 合併による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下イにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社との合併（合併により解散する場合を除く。）</p> <p>七 法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第一号続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第四十九条第一項第七号続き)
<p>ワ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>		<p>掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であって、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が当該会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下イにおいて同じ。）の同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であって、当該分割による当該会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下ロにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>八 法第百六十六条第二項第一号ワに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であって、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下イにおいて同じ。）の同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当該会社の売上高の減少額が当該会社</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第一号続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第四十九条第一項第八号続き)
<p>ワ 解散（合併による解散を除く。）</p> <p>カ 新製品又は新技術の企業化</p> <p>ヨ 業務上の提携その他のイからカまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項</p>	<p>(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)</p> <p>第二十八条 法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>	<p>の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であって、当該事業の譲受けによる会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下ロにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ハ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社からの事業の全部又は一部の譲受け</p> <p>九 法第百六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十八条続き)	内閣府令 (第四十九条第一項続き)
	<p>一 業務上の提携又は業務上の提携の解消</p>	<p>十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。</p> <p>(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式又は持分の取得価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。</p> <p>(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。） 新会社の設立の予定日から三年以内</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p style="text-align: right;">(第四十九条第一項第十号続き)</p> <p>に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得たものがいずれも会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下(3)において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の減少額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。</p> <p>(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式又は持分の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十八条続き)	内 閣 府 令 (第四十九条第一項第十号続き)
	<p>二 子会社（法第百六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下第三十条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得</p>	<p>の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合 当該相手方に取得されている株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であること。</p> <p>(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下(3)において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>十一 令第二十八条第二号に掲げる事項 次に掲げる子会社（令第二十九条第八号に規定する特定の子会社（以下「連動子会社」という。）を除く。）の異動を伴うものであること。</p> <p>イ 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である子会社</p> <p>ロ 新たに設立する子会社の設立の予定日から三年以</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十八条続き)	内 閣 府 令 (第四十九条第一項第十一号続き)
	<p>三 固定資産（法人税法第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得</p> <p>四 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p> <p>五 金融商品取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請</p>	<p>内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下ロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる子会社</p> <p>十二 令第二十八条第三号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 固定資産を譲渡する場合にあっては、会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が当該会社の同日における純資産額の百分の三十未満であること。</p> <p>ロ 固定資産を取得する場合にあっては、当該固定資産の取得価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>十三 令第二十八条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十八条続き)	内閣府令 (第四十九条第一項続き)
	<p>六 認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請</p> <p>七 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この章及び第四十三条の三四項において同じ。）の取消しに係る申請</p> <p>八 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>九 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。第二十九条第六号において同じ。）</p> <p>十 法第六十六条第六項第四号又は第六十七条第五項第五号に規定する要請</p> <p>十一 預金保険法第七十四条第五項の規定による申出</p>	<p>十四 令第二十八条第九号に掲げる事項 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下この号並びに第五十二条第一項第十一号及び第二項第十一号において同じ。）の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>2 前項、次条及び第五十一条の「特定上場会社等」とは、上場会社等であって、当該上場会社等に係る直近の有価証券報告書（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。））に規定する有価証券報告書をいい、</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第四十九条第二項続き)
<p>二 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。</p> <p>イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>ロ 主要株主の異動</p> <p>ハ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実</p>		<p>法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供されているものに限る。）又はこれに類する書類（認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に関して提出しなければならないこととされているものであって、公衆の縦覧に供されているものに限る。）に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社（財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。）に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く。）が売上高の総額の百分の八十以上であるものをいう。</p> <p>（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第五十条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第二号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 法第百六十六条第二項第二号ハに掲げる事実 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は優先株（剰余金の配当に関し優先的内容を有する種類の株式をいう。以下この号及び第十号において同じ。）に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券及び優先出資証券の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと。</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第二号続き)	金融商品取引法施行令 (上場会社等に発生した事実に係る重要事実)	内閣府令 (第五十条続き)
<p>ニ イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として<u>政令</u>で定める事実</p>	<p>第二十八条の二 法第百六十六条第二項第二号ニに規定する<u>政令</u>で定める事実は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>二 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てにつ</p>	<p>三 令第二十八条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 訴えが提起されたことあつては、訴訟の目的の価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあっては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により会社の給付する財産の額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
	<p style="text-align: center;">(第二十八条の二第二号続き)</p> <p>いて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>三 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分</p> <p>四 親会社（法第百六十六条第五項に規定する親会社をいう。第七号において同じ。）の異動</p> <p>五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始の申立て等</p> <p>六 不渡り等</p>	<p style="text-align: center;">(第五十条第四号続き)</p> <p>イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>五 令第二十八条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十八条の二続き)	内 閣 府 令 (第五十条続き)
	<p>七 親会社に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>八 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>九 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。第二十九条の二第八号において同じ。）との取引の停止</p> <p>十 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>十一 資源の発見</p>	<p>六 令第二十八条の二第八号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>七 令第二十八条の二第九号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。第五十三条第一項第六号及び同条第二項第六号において同じ。）との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>八 令第二十八条の二第十号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>九 令第二十八条の二第十一号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額</p>

金融商品取引法 <small>(第百六十六条第二項続き)</small>	金融商品取引法施行令 <small>(第二十八条の二続き)</small>	内閣府令 <small>(第五十条第九号続き)</small>
<p>三 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）若しくは第一号トに規定する配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。</p>	<p>十二 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実</p> <p>十三 特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。第二十九条の二の五第六号において同じ。）が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。同号において同じ。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</p>	<p>未満であると見込まれること。</p> <p>十 令第二十八条の二第十二号に掲げる事実（優先株に係る取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。）の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。）が生じたこと。</p> <p>（重要事実となる当該上場会社等の売上高等の予想値等）</p> <p>第五十一条 法第百六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等（同号に規定する売上高等をいう。以下この条において同じ。）若しくは配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについては、次の各号（当該上場会社等が特定上場会社等である場合の当該上場会社等の売上高等については第一号から第三号までを除き、当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については第四号を除く。）に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。</p> <p>一 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が一・一以上又は〇・九以下であること。</p> <p>二 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十一条第二号続き)</p> <p>値)で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。)であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除して得た数値が百分の五以上であること。</p> <p>三 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。)であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除して得た数値が百分の二・五以上であること。</p> <p>四 剰余金の配当 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値(決算によらないで確定した数値を含む。)を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の対応する期間に係る剰余金の配当の実績値)で除して得た数値が一・二以上又は〇・八以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第二項続き)</p> <p>四 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。</p> <p>イ 株式交換</p> <p>ロ 株式移転</p>		<p>(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)</p> <p>第五十二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第五号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式交換による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 株式交換による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 法第百六十六条第二項第五号ロに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式移転による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 株式移転による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第五号続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第五十二条第一項第二号続き)
<p>ハ 合併</p> <p>ニ 会社の分割</p>		<p>日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>三 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 合併による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 合併による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>四 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第五号続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第五十二条第一項第四号続き)
<p>ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>		<p>企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、当該分割による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>五 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 事業の全部又は一部の譲受けによる当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲受けの予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該譲受けによる当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 事業の全部又は一部の譲渡による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲渡の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該譲渡による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第五号続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第五十二条第一項続き)
<p>へ 解散（合併による解散を除く。）</p> <p>ト 新製品又は新技術の企業化</p> <p>チ 業務上の提携その他のイからトまでに掲げる事項に準ずる事項として<u>政令</u>で定める事項</p>	<p>(上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)</p> <p>第二十九条 法第百六十六条第二項第五号チに規定する<u>政令</u>で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 業務上の提携又は業務上の提携の解消</p>	<p>五の二 法第百六十六条第二項第五号へに掲げる事項解散（合併による解散を除く。以下この号及び次項第五号の二において同じ。）による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>六 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十二条第一項第七号続き)</p> <p>当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。</p> <p>(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社の株式又は持分の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社（令第二十九条第二号に規定する孫会社をいう。以下この条において同じ。）の設立に該当する場合を除く。） 新会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額（当該上場会社等の属する企業集団に属する他の会社が当該業務上の提携により所有する株式の数又は持分の価額を含む。）を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得たものがいずれも当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十二条第一項第七号続き)</p> <p>当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。</p> <p>(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合 当該相手方に取得されている株式の相手方の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該新会社</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条続き)	内閣府令 (第五十二条第一項第七号続き)
	<p>二 孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得</p> <p>三 固定資産の譲渡又は取得</p> <p>四 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p>	<p>の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>八 令第二十九条第二号に掲げる事項 次に掲げる孫会社の異動を伴うものであること。</p> <p>イ 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる孫会社</p> <p>ロ 新たに設立する孫会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる孫会社</p> <p>九 令第二十九条第三号に掲げる事項 固定資産の譲渡又は取得による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額又は増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満で</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条続き)	内閣府令 (第五十二条第一項第十号続き)
	<p>五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>六 新たな事業の開始</p> <p>七 預金保険法第七十四条第五項の規定による申出</p> <p>八 剰余金の配当（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）</p>	<p>あると見込まれること。</p> <p>十一 令第二十九条第六号に掲げる事項 新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>十二 令第二十九条第八号に掲げる事項 子会社連動株式（同号に規定するその剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。）以外の特定有価証券等に係る売買等（法第百六十六条第一項に規定する売買等をいう。以下この章において同じ。）を行う場合における連動子会社の剰余金の配当についての決定をしたこと。</p> <p>2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第五号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式交換による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十二条第二項第一号続き)</p> <p>産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 株式交換による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 法第百六十六条第二項第五号ロに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式移転による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 株式移転による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>三 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 合併による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 合併による当該連動子会社の資産の減少額が当該</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十二条第二項第三号続き)</p> <p>連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>四 法第六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、当該分割による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>五 法第六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 事業の全部又は一部の譲受けによる当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲受けの予定日の</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十二条第二項第五号続き)</p> <p>属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該譲受けによる当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 事業の全部又は一部の譲渡による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該譲渡の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該譲渡による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>五の二 法百六十六条第二項第五号へに掲げる事項 解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>六 法百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもの</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第五十二条第二項第七号続き)
		<p>のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。</p> <p>(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社の株式又は持分の取得価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。</p> <p>(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。） 新会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十二条第二項第七号続き)</p> <p>相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。</p> <p>(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合 当該相手方に取得されている株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であること。</p> <p>(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>八 令第二十九条第二号に掲げる事項 次に掲げる孫会社の異動を伴うものであること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p style="text-align: right;">(第五十二条第二項第八号続き)</p> <p>イ 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる孫会社</p> <p>ロ 新たに設立する孫会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる孫会社</p> <p>九 令第二十九条第三号に掲げる事項 固定資産の譲渡又は取得による当該連動子会社の資産の減少額又は増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>十一 令第二十九条第六号に掲げる事項 新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第五十二条第二項第十一号続き)
<p>六 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事実が発生したこと。</p> <p>イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>ロ イに掲げる事実に準ずる事実として<u>政令</u>で定める事実</p>	<p>(上場会社等の子会社に発生した事実に係る重要事実)</p> <p>第二十九条の二 法第百六十六条第二項第六号ロに規定する<u>政令</u>で定める事実は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当</p>	<p>こと。</p> <p>十二 令第二十九条第八号に掲げる事項 一株当たりの剰余金の配当の額を前事業年度の対応する期間に係る一株当たりの剰余金の配当の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること(当該連動子会社の最近事業年度の一株当たりの剰余金の配当の額と上場会社等が当該連動子会社の剰余金の配当に基づき決定した最近事業年度の一株当たりの剰余金の配当の額が同額の場合に限る。)</p> <p>(孫会社)</p> <p>第五十四条 令第二十九条第二号に規定する子会社が支配する会社として<u>内閣府令</u>で定めるものは、財務諸表等規則第八条第三項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条第四項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社とする。</p> <p>(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)</p> <p>第五十三条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準のうち同項第六号に掲げる事実に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第六号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げる</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二第一号続き)	内 閣 府 令 (第五十三条第一項第二号続き)
	<p>該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>二 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p>	<p>もののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二続き)	内 閣 府 令 (第五十三条第一項第三号続き)
	<p>三 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分</p> <p>四 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等</p> <p>五 不渡り等</p> <p>六 孫会社に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>七 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>八 主要取引先との取引の停止</p>	<p>団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>四 令第二十九条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>五 令第二十九条の二第七号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>六 令第二十九条の二第八号に掲げる事実 主要取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二続き)	内閣府令 (第五十三条第一項第六号続き)
	<p>九 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>十 資源の発見</p>	<p>三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>七 令第二十九条の二第九号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>八 令第二十九条の二第十号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第六号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第六号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十三条第二項第二号続き)</p> <p>純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあっては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあっては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第五十三条第二項第三号続き)
七 当該上場会社等の子会社（第二条第一項第五号、第七		<p>という。)にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>四 令第二十九条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>五 令第二十九条の二第七号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>六 令第二十九条の二第八号に掲げる事実 主要取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>七 令第二十九条の二第九号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>八 令第二十九条の二第十号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(重要事実となる子会社の売上高等の予想値等) 第五十五条 法第百六十六条第二項第七号に規定する法第</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第二項第七号続き)</p> <p>号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の<u>内閣府令</u>で定めるものに限る。)の売上高等について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと。</p>		<p>(第五十五条第一項続き)</p> <p>二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の<u>内閣府令</u>で定めるものは、令第二十七条の二各号に掲げる有価証券(法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。)の発行者及び連動子会社(子会社連動株式に係る売買等をする場合に限る。)とする。</p> <p>2 法第百六十六条第二項第七号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。</p> <p>一 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が一・一以上又は〇・九以下であること。</p> <p>二 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。)であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除して得た数値が百分の五以上であること。</p> <p>三 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>八 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。</p> <p>イ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約</p> <p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集</p> <p>ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得</p> <p>ニ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て</p>		<p>(第五十五条第二項第三号続き) における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合にはすべてこの基準に該当することとする。)であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除して得た数値が百分の二・五以上であること。</p> <p>（上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準） 第五十五条の二 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第九号ロに掲げる事項 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれること。</p> <p>二 法第百六十六条第二項第九号ニに掲げる事項 新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第九号続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第五十五条の二第二号続き)
<p>ホ 投資口の分割</p> <p>ヘ 金銭の分配</p> <p>ト 合併</p> <p>チ 解散（合併による解散を除く。）</p>		<p>償割当てをいう。以下この号、第五十九条第一項第十三号及び第六十三条第一項第十三号において同じ。）により割り当てる新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円（外国通貨をもって表示される新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を割り当てる場合にあつては、一億円に相当する額）未満であると見込まれ、かつ、当該新投資口予約権無償割当てにより一口に対し割り当てる新投資口予約権の目的である投資口の数の割合が〇・一未満であること。</p> <p>三 法第百六十六条第二項第九号ホに掲げる事項 投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。</p> <p>四 法第百六十六条第二項第九号へに掲げる事項 一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。</p> <p>五 法第百六十六条第二項第九号トに掲げる事項 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間（当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下同じ。）及び翌特定営業期間の各特定営業期間）においていずれも当該合併による当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益（当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収益の合計額）の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第二項第九号続き)</p> <p>リ イからチまでに掲げる事項に準ずる事項として<u>政令</u>で定める事項</p> <p>十 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。</p> <p>イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p>	<p>(上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)</p> <p>第二十九条の二の二 法第百六十六条第二項第九号りに規定する<u>政令</u>で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 投資信託及び投資法人に関する法律第百四十二条第一項の規定により行う同法第六十七条第四項に規定する最低純資産額の減少</p> <p>二 金融商品取引所に対する投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）の上場の廃止に係る申請</p> <p>三 認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請</p> <p>四 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である投資証券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請</p> <p>五 破産手続開始又は再生手続開始の申立て</p> <p>六 法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請</p>	<p>(上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準等)</p> <p>第五十五条の三 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準のうち同項第十号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第十号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日におけ</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第十号続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第五十五条の三第一項第一号続き)
<p>ロ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実</p> <p>ハ イ又はロに掲げる事実に基づき、<u>政令</u>で定める事実</p>	<p>(上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実)</p> <p>第二十九条の二の三 法第百六十六条第二項第十号ハに規定する<u>政令</u>で定める事実、次に掲げるものとする。</p> <p>一 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p>	<p>る純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 法第百六十六条第二項第十号ロに掲げる事実 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（投資口の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと。</p> <p>三 令第二十九条の二の三第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 訴えが提起されたことであつては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二の三続き)	内閣府令 (第五十五条の三第一項第三号続き)
	<p>二 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>三 投資信託及び投資法人に関する法律第二百六条第一項の規定による同法第八十七条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分</p> <p>四 債権者その他の当該上場会社等（法第六十三条第一項に規定する上場投資法人等に限る。以下この条から第二十九条の二の五までにおいて同じ。）以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て</p> <p>五 不渡り等</p>	<p>額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>四 令第二十九条の二の三第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあるは、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあるは、当該裁判等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>五 令第二十九条の二の三第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第二十九条の二の三続き)</p> <p>六 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>七 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である取引先（営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等にあつては、内閣府令で定める取引先）をいう。）との取引の停止</p> <p>八 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>九 資源の発見</p> <p>十 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実</p>	<p>(第五十五条の三第一項続き)</p> <p>六 令第二十九条の二の三第六号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>七 令第二十九条の二の三第七号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>八 令第二十九条の二の三第八号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。</p> <p>九 令第二十九条の二の三第九号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>2 令第二十九条の二の三第七号に規定する営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等とは、営業期間が六月である上場会社等（上場投資法人等に限る。次条において同じ。）とし、同号に規定する内閣府令で定める取引先とは、最近二営業期間における営業収益又は営業費用の合計額が当該最近二営業期間における営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第二項続き)</p> <p>十一 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号へに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。</p>		<p>(第五十五条の第三第二項続き)</p> <p>取引先とする。</p> <p>3 第一項各号（第一号、第二号、第六号及び第八号を除く。）に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。</p> <p>（重要事実となる上場投資法人等の営業収益等の予想値等）</p> <p>第五十五条の四 法第百六十六条第二項第十一号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の営業収益等（同号に規定する営業収益等をいう。）又は分配に係るものについては、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。</p> <p>一 営業収益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が一・一以上又は〇・九以下であること。</p> <p>二 経常利益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が百分の五以上であること。</p> <p>三 純利益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第五十五条の四第三号続き)
<p>十二 当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。</p> <p>イ 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該上場会社等による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第五項第二号において同じ。）の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの</p>		<p>算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が百分の二・五以上であること。</p> <p>四 金銭の分配 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値）で除して得た数値が一・二以上又は〇・八以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>（上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第五十五条の五 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準のうち同項第十二号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第十二号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の取得が行われることとなるもの</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項第十二号続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第五十五条の五第一項第一号続き)
<p>ロ 当該上場会社等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約</p> <p>ハ 株式交換</p> <p>ニ 株式移転</p> <p>ホ 合併</p> <p>ヘ 解散（合併による解散を除く。）</p> <p>ト イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政</p>	<p>(上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)</p> <p>第二十九条の二の四 法第百六十六条第二項第十二号トに</p>	<p>のにあつては、当該特定資産の取得価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ハ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該貸借が行われることとなることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 法第百六十六条第二項第十二号ハに掲げる事項 株式交換完全親会社となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる株式交換以外の株式交換</p> <p>三 法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項 吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二の四続き)	内 閣 府 令 (第五十五条の五第一項続き)
<p>金で定める事項</p>	<p>規定する<u>政令</u>で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 会社分割</p> <p>二 事業譲渡</p> <p>三 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止</p> <p>四 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの</p>	<p>四 令第二十九条の二の四第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合</p> <p>ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合</p> <p>五 令第二十九条の二の四第二号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合</p> <p>ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合</p> <p>六 令第二十九条の二の四第三号に掲げる事項 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>七 令第二十九条の二の四第四号に掲げる事項 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二の四続き)	内閣府令 (第五十五条の五第一項第七号続き)
<p>十三 当該上場会社等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生したこと。</p>	<p>五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>六 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たに開始されることとなるもの</p>	<p>業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>八 令第二十九条の二の四第六号に掲げる事項 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たに開始されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該資産の運用が新たに開始されることとなることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該資産の運用が新たに開始されることとなるために当該投資法人が特別に支出する額の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>2 前項各号（第二号から第五号までを除く。）に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。</p> <p>（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第五十五条の六 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十六条第二項第十三号続き)</p> <p>イ 第五十二条第一項の規定による第二十九条の登録の取消し、同項の規定による当該上場会社等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分</p> <p>ロ 特定関係法人の異動</p> <p>ハ 主要株主の異動</p> <p>ニ イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として<u>政令</u>で定める事実</p>	<p>(上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実)</p> <p>第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号ニに規定する<u>政令</u>で定める事実は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p>	<p>(第五十五条の六第一項続き)</p> <p>一 法第百六十六条第二項第十三号イに掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該処分による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 令第二十九条の二の五第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 訴えが提起されたことであつては、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下ロにおいて「判決等」という。)にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二の五続き)	内 閣 府 令 (第五十五条の六第一項第二号続き)
	<p>二 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等</p> <p>四 不渡り等</p> <p>五 特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。）に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>六 特別支配株主が当該上場会社等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされたもの</p>	<p>業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>三 令第二十九条の二の五第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。</p>

金融商品取引法 (第百六十六条第二項続き)	金融商品取引法施行令 (第二十九条の二の五第六号続き)	内 閣 府 令 (第五十五条の六続き)
<p>十四 第九号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>3 会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知った同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。</p> <p>4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として<u>政令</u>で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。</p> <p>一 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する</p>	<p>に限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</p> <p>(公表措置)</p> <p>第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する多数の者の知り得る状態に置く措置として<u>政令</u>で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。</p> <p>一 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等、当該上場会社等の子会社若しくは当該上場会社等の資産運用会社を代表すべき取締役、執行役若しくは執行役員（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役、執行役若しくは執行役員から重要事実等（法第百六十六条第四項各号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を公開す</p>	<p>2 前項各号に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十六条第四項第一号続き) 重要事実であつて第二項第一号から第八号までに規定するもの、上場会社等(上場投資法人等を除く。以下この号において同じ。)の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等 当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社(子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。)</p> <p>二 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第九号若しくは第十一号に規定するもの、上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益等若しくは同項第九号へに規定する分配 当該上場投資法人等</p> <p>三 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十二号に規定するもの又は上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定 当該上場投資法人等の資産運用会社</p> <p>四 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十号、第十三号又は第十四号に規定するもの 当該上場投資法人等又は当該上場投資法人等の資産運用会社</p>	<p>(第三十条第一項第一号続き) ることを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人)若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等事実(以下この項において「公開買付け等事実」という。)を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。</p> <p>イ 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社</p> <p>ロ 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社</p> <p>ハ 日本放送協会及び基幹放送事業者</p> <p>二 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所(当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。)の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が、重要事実等又は公開買付け等事実(当該上場会社等が公開買付者等(法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この項において同じ。))となるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。</p>	<p>内 閣 府 令</p> <p>(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)</p> <p>第五十六条 令第三十条第一項第二号から第五号までに規定する重要事実等(同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。)又は公開買付け等事実(同項第一号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。)の通知を受けた金融商品取引所(当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。)は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>2 前項に規定する電磁的方法は、金融商品取引所の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるも</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p style="text-align: right;">(第三十条第一項続き)</p> <p>三 法第六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者であるものの発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。</p> <p>イ その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券が全て特定投資家向け有価証券である者 重要事実等</p> <p>ロ 上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この号において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをする者（その発行する上場株券等が全て特定投資家向け有価証券である者に限る。） 公開買付け等事実</p> <p>ハ 法第六十七条第一項に規定する公開買付け等（上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等（法第六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。）の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合に限る。）をする者 公開買付け等事実</p> <p>四 公開買付者等（法第六十三条第一項に規定する上場会社等であるものを除く。次号において同じ。）が、その公開買付け等（法第六十七条第一項に規定する公開買付け等をいう。次号において同じ。）に係る上場等株券等の発行者又は当該公開買付者等の親会社（法第六十六条第五項に規定する親会社をいい、法第六十三条第一項に規定する上場会社等であるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等</p>	<p style="text-align: right;">(第五十六条第二項続き)</p> <p>ののうち、当該金融商品取引所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。</p> <p>3 前項に規定する方法は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられているものでなければならない。</p> <p>4 第一項に規定する金融商品取引所は、その通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を、七日間以上継続して公衆の縦覧に供しなければならない。</p>

金融商品取引法 (第百六十六条続き)	金融商品取引法施行令 (第三十条第一項第四号続き)	内閣府令
<p>5 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、</p>	<p>事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。</p> <p>五 公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該発行者又は当該公開買付者等の親会社に対し、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。</p> <p>2 前項第一号に規定する周知のために必要な期間は、同号イ、ロ又はハに掲げる報道機関のうち少なくとも二の報道機関に対して公開した時から十二時間とする。</p> <p>(親会社等)</p> <p>第二十九条の三 法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて親会社として記載され、又は記録された会社とする。</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第五項続き)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として<u>政令</u>で定めるもの</p> <p>二 上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として<u>政令</u>で定めるもの</p>	<p>(第二十九条の三続き)</p> <p>2 法第百六十六条第五項第一号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として<u>政令</u>で定めるものは、上場投資法人等（法第百六十三条第一項に規定する上場投資法人等をいう。以下同じ。）の資産運用会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配している会社として<u>内閣府令</u>で定めるものとする。</p> <p>3 法第百六十六条第五項第二号に規定する特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として<u>政令</u>で定めるものは、上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、次のいずれかに掲げる取引（当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第四号において同じ。）の価値に及ぼす影響が重大なものとして<u>内閣府令</u>で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行つた法人として<u>内閣府令</u>で定めるものとする。</p> <p>一 当該上場投資法人等との間における不動産、不動産の賃借権又は地上権（次号において「不動産等」という。）の取得又は譲渡の取引</p> <p>二 当該上場投資法人等との間における不動産等を信託</p>	<p>内閣府令</p> <p>（特定関係法人となる者）</p> <p>第五十五条の七 令第二十九条の三第二項に規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて当該上場投資法人等の資産運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社とする。</p> <p>2 令第二十九条の三第三項に規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等を</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第二十九条の三第三項第二号続き)</p> <p>する信託の受益権の取得又は譲渡の取引</p> <p>三 当該上場投資法人等との間における不動産の貸借の取引</p> <p>四 当該上場投資法人等の特定資産である第二号に規定する信託の受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の貸借の取引</p>	<p>(第五十五条の七第二項続き)</p> <p>いう。次条において同じ。)のうち、令第二十九条の第三項各号のいずれかに掲げる取引(次条で定める基準に該当するものに限る。)を行い、又は行った法人として記載され、又は記録された法人とする。</p> <p>(特定資産の価値に及ぼす影響が重大な取引の基準)</p> <p>第五十五条の八 令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号及び第二号に掲げる上場投資法人等と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であることとする。</p> <p>一 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額</p> <p>二 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が当該利害関係人等との間で令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額</p> <p>2 令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第三号及び第四号に掲げる上場投資法人等及び同号に規定する信託の受託者と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であることとする。</p> <p>一 前営業期間における当該上場投資法人等の営業収益の合計額</p> <p>二 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額</p> <p>イ 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等及び令第二十九条の三第三項第四号に規定する信託の受託者が当該利害関係人等から同項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領し</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条続き)</p> <p>6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権利（優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を含む。）を有する者が当該権利を行使することにより株券（優先出資法に規定する優先出資証券を含む。）を取得する場合</p> <p>二 新株予約権等（新株予約権又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。）を有する者が当該新株予約権等を行うことにより株券又は第二条第一項第十一号に規定する投資証券を取得する場合</p> <p>二の二 特定有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合</p> <p>三 会社法第百六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合</p> <p>四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対</p>	<p>(第五十五条の八第二項第二号続き)</p> <p>た金額の合計額の一営業期間当たりの平均額</p> <p>ロ 当営業期間の開始の日から三年間において当該上場投資法人等及び令第二十九条の三第三項第四号に規定する信託の受託者が当該利害関係人等から同項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の一営業期間当たりの平均額</p> <p>(株券等に含まない有価証券等)</p> <p>第三十一条 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券</p>	<p>(第五十五条の八第二項第二号続き)</p> <p>た金額の合計額の一営業期間当たりの平均額</p> <p>ロ 当営業期間の開始の日から三年間において当該上場投資法人等及び令第二十九条の三第三項第四号に規定する信託の受託者が当該利害関係人等から同項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の一営業期間当たりの平均額</p> <p>(株券等に含まない有価証券等)</p> <p>第五十七条 令第三十一条に規定する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）から除くものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六條第六項第四号続き)</p> <p>抗するため当該上場会社等の取締役会（これに相当するものとして<u>政令</u>で定める機関を含む。次条第五項第五号において同じ。）が決定した要請（監査等委員会設置会社にあつては会社法第三百九十九條の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定した要請を含み、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて執行役の決定した要請を含む。）に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合</p>	<p>(第三十一条続き)</p> <p>（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）又は投資証券等の発行者の発行する株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含むものとし、<u>内閣府令</u>で定めるものを除く。）、新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、<u>内閣府令</u>で定めるものを除く。）、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、<u>内閣府令</u>で定めるものを除く。）、投資証券等（<u>内閣府令</u>で定めるものを除く。）、新投資口予約権証券等（<u>内閣府令</u>で定めるものを除く。）その他<u>内閣府令</u>で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七條第一項又は第四百八十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（同法第二百二十八條第一項において準用する同法第四百七十七條第一項又は第四百八十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては<u>内閣府令</u>で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（株式等売渡請求により当該株券等を買集める行為を除く。以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発</p>	<p>(第五十七條第一項続き)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係る株券 二 外国の者の発行する証券又は証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの <ol style="list-style-type: none"> 2 令第三十一条に規定する新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権証券の性質を有するものを含む。）から除くものとして<u>内閣府令</u>で定めるものは、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 新株予約権証券のうち前項第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 二 外国の者の発行する証券又は証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 3 令第三十一条に規定する新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。）から除くものとして<u>内閣府令</u>で定めるものは、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 新株予約権付社債券のうち第一項第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 二 外国の者の発行する証券又は証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 4 令第三十一条に規定する投資証券等から除くものとして<u>内閣府令</u>で定めるものは、外国投資証券で投資証券に類する証券のうち投資主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない投資口に係るものとする。 5 令第三十一条に規定する新投資口予約権証券等から除くものとして<u>内閣府令</u>で定めるものは、外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券のうち前項に規定する投資口のみを取得する権利を付与されているものとする。 6 令第三十一条に規定する<u>内閣府令</u>で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むもの

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第三十一条続き) 行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。)が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。</p>	<p>(第五十七条第六項第一号続き) とし、第一項から第三項までの各号に掲げるものを除く。次号において同じ。)、投資証券等(第四項に規定するものを除く。同号において同じ。))又は新投資口予約権証券等(新投資口予約権証券及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。同号において同じ。))を受託有価証券とするもの(次項第四号において「株券等信託受益証券」という。))</p> <p>二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、投資証券等又は新投資口予約権証券等に係る権利を表示するもの(次項第五号において「株券等預託証券」という。))</p> <p>7 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。</p> <p>一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法</p> <p>二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法</p> <p>三 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法</p> <p>三の二 新投資口予約権証券については、新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数とする方法</p> <p>三の三 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券については、投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数とする方法</p> <p>四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする方法</p> <p>イ 株券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式に係る議決権の数</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十七条第七項第四号続き)</p> <p>ロ 新株予約権証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数</p> <p>ハ 新株予約権付社債券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数</p> <p>ニ 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式に係る議決権の数</p> <p>ホ 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数</p> <p>ヘ 投資証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数</p> <p>ト 新投資口予約権証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数</p> <p>チ 外国投資証券で投資証券に類する証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数</p> <p>リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数</p> <p>五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする方法</p> <p>イ 株券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数</p> <p>ロ 新株予約権証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数</p> <p>ハ 新株予約権付社債券 当該株券等預託証券におい</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十六条第六項続き)</p> <p>四の二 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により</p>	<p>(取締役に相当する機関)</p> <p>第三十一条の二 法第百六十六条第六項第四号に規定する上場会社等の取締役に相当するものとして政令で定める機関は、上場会社等（上場投資法人等に限る。）の役員会とする。</p> <p>(会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券)</p> <p>第三十二条 法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）</p> <p>二 株券に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号</p>	<p>(第五十七条第七項第五号続き)</p> <p>て表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数</p> <p>ニ 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数</p> <p>ホ 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数</p> <p>ヘ 投資証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数</p> <p>ト 新投資口予約権証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数</p> <p>チ 外国投資証券で投資証券に類する証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数</p> <p>リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第六項第四号の二続き) 読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式等(株式又は投資口をいう。以下この号において同じ。)の取得についての当該上場会社等の会社法第百五十六条第一項の規定による株主総会若しくは取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては同法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定を含む。)(同法第百五十六条第一項各号に掲げる事項に係るものに限る。)若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議(同条第一項各号に掲げる事項に係るものに限る。)又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等(以下この号において「株主総会決議等」という。)について第一項に規定する公表(当該株主総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該株主総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。)がされた後、当該株主総会決議等に基づいて当該自己の株式等に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この号において「株券等」という。)又は株券等の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。)の買付けをする場合(当該自己の株式等の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされて</p>	<p>(第三十二条第二号続き) に掲げる有価証券 三 株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券 四 投資証券等 五 投資証券等に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 六 投資証券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第六項第四号の二続き)</p> <p>いない場合(当該自己の株式等の取得以外の会社法第百五十六条第一項の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式等の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式等に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。)を除く。)</p> <p>五 第百五十九条第三項の政令で定めるところにより売買等をする場合</p> <p>六 社債券(新株予約権付社債券を除く。)、第二条第一項第十一号に規定する投資法人債券その他の<u>政令</u>で定める有価証券に係る売買等をする場合(<u>内閣府令</u>で定める場合を除く。)</p>	<p>第三十二条の二 法第百六十六条第六項第六号に規定する<u>政令</u>で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 社債券(相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。)又は外国の者の発行する証券若しくは証書で社債券の性質を有するもの(以下この条において「社債券等」という。)</p> <p>一の二 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券(以下この号において「投資法人債券」という。)又は同項第十一号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類する証券(以下この条において「投資法人債券等」という。)</p> <p>二 第二十七条の四第一号に掲げる有価証券のうち、信託財産を当該上場会社等の社債券等又は投資法人債券等のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの</p> <p>三 第二十七条の四第二号に掲げる有価証券のうち、資産を当該上場会社等の社債券等又は投資法人債券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等</p> <p>四 第二十七条の四第五号に掲げる有価証券のうち、当該上場会社等の社債券等又は投資法人債券等を受託有価証券とするもの</p>	<p>(規制対象となる社債券に係る売買等)</p> <p>第五十八条 法第百六十六条第六項第六号に規定する<u>内閣府令</u>で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号へ若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十六条第六項続き)</p> <p>七 第一項に規定する業務等に関する重要事実を知つた者が当該業務等に関する重要事実を知っている者との間において、売買等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。）</p> <p>八 合併、分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この項及び次条第五項において「合併等」という。）により特定有価証券等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該特定有価証券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として<u>内閣府令</u>で定める割合未満であるとき。</p> <p>九 合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該上場会社等の特定有価証券等を承継させ、又は承継するとき。</p> <p>十 新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。次条第五項第十二号において同じ。）に特定有価証券等を承継させる場合</p> <p>十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者である上場会社等が有する当該上場会社等の特定有価証券等を交付し、又は当該特定有価証券等の交付を受ける場合</p>		<p>(合併等に係る特定有価証券等又は株券等の特に低い割合)</p> <p>第五十八条の二 法第百六十六条第六項第八号及び第百六十七条第五項第十号に規定する<u>内閣府令</u>で定める割合は、百分の二十とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十六条第六項続き)</p> <p>十二 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合（<u>内閣府令</u>で定める場合に限る。）</p>		<p>(重要事実に係る規制の適用除外)</p> <p>第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち<u>内閣府令</u>で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 業務等に関する重要事実（法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実をいう。以下この項において同じ。）を知る前に上場会社等との間で当該上場会社等の発行する特定有価証券等に係る売買等に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該売買等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該売買等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売買等を行う場合</p> <p>二 業務等に関する重要事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合</p> <p>三 業務等に関する重要事実を知る前に特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に関し書面による契約を締結した者が、同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に当該契約の履行として当事者の間において金銭を授受するとともに、当該特定有価証券等を移転する場合</p> <p>四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十九条第一項第四号続き)</p> <p>次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合(当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けの指図を行う場合であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)</p> <p>六 上場会社等(上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。)の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合(第四号に掲げる場合を除く。)であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>七 上場会社等の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該従業員が当該信託業を営む者に当該上場会</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十九条第一項第七号続き)</p> <p>社等の株券の買付けの指図を行う場合（第五号に掲げる場合を除く。）であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）</p> <p>八 上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>八の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>九 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>十 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十九条第一項第十号続き) 画に基づき買付け等(同項に規定する買付け等をいう。)を行う場合</p> <p>十一 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等(同項に規定する買付け等をいう。)を行う場合</p> <p>十二 業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき当該特定有価証券の売出し(金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。)又は特定投資家向け売付け勧誘等(金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。)を行う場合</p> <p>十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該取得をすること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第五十九条第一項第十三号続き)</p> <p>ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。</p> <p>十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合</p> <p>イ 業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。</p> <p>ロ 業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。</p> <p>(1) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。)に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。</p> <p>(2) 当該契約又は計画に確定日付が付されたこと（金融商品取引業者が当該契約を締結した者又は当該計画を決定した者である場合に限る。）。</p> <p>(3) 当該契約又は計画が法第六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公衆の縦覧に供されたこと。</p> <p>ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う売買等につき、売買等の別、銘柄及び期日並びに当該期日における売買等の総額又は数（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）が、当該契約若しくは計画において特定されていること、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(公開買付者等関係者の禁止行為)</p> <p>第百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの（以下この条において「上場等株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適</p>	<p>(特定株券等の範囲)</p> <p>第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券</p>	<p>(第五十九条第一項第十四号続き)</p> <p>余地がない方式により決定されること。</p> <p>2 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>3 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>二 上場会社等に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社</p> <p>三 上場会社等からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社</p> <p>4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十七条第一項続き) 用を受ける場合に限る。)若しくはこれに準ずる行為として<u>政令</u>で定めるもの又は上場株券等の第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け(以下この条において「公開買付け等」という。)をする者(以下この条及び次条第二項において「公開買付者等」という。)の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の<u>政令</u>で定める有価証券(以下この条において「特定株券等」という。)又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の<u>政令</u>で定める有価証券(以下この項において「関連株券等」という。)に係る買付け等(特定株券等又は関連株券等(以下この条、次条第二項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第十五号において「株券等」という。))の買付けその他の取引で<u>政令</u>で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第百七十五条の二第二項及び第百九十七条の二第十五号において同じ。)をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等(株券等の売付けその他の取引で<u>政令</u>で定めるものをいう。以下この条、次条第二項、第百七十五条の二第二項及び第百九十七条の二第十五号において同じ。)をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後六月以内のものについても、同様とする。</p>	<p>(第三十三条続き) 二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び新投資口予約権証券 三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの 四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもの(前号に掲げるものを除く。)で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの 五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前二号に掲げるものを除く。)又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもの(前二号に掲げるものを除く。)で、これらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの</p> <p>(関連株券等の範囲) 第三十三条の二 法第百六十七条第一項に規定する当該特定株券等に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の<u>政令</u>で定める有価証券(以下「関連株券等」という。)は、次に掲げるものとする。 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第三十三条の二第一号続き)</p> <p>投資として運用することを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの</p> <p>二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等</p> <p>三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係るオプションを表示するもの</p> <p>四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係る権利を表示するもの</p> <p>五 有価証券信託受益証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等を受託有価証券とするもの</p> <p>六 当該公開買付け等に係る特定株券等の発行会社以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該公開買付け等に係る特定株券等により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定株券等による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）</p> <p>七 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>(株券等に係る買付け等の範囲)</p> <p>第三十三条の三 法第六十七條第一項に規定する特定株券等又は関連株券等（次条、第三十三条の十五、第三十三条の十六、第三十三条の二十及び第三十三条の二十一において「株券等」という。）の買付けその他の取引で<u>政令</u>で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定株券等の買付けその他の有償の譲受け</p> <p>二 合併又は分割により特定株券等を承継すること。</p> <p>三 関連株券等の買付けその他の有償の譲受け（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をし</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第三十三条の三第三号続き) た者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)</p> <p>四 合併又は分割により関連株券等を承継すること（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）。</p> <p>五 特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等の売付けその他の有償の譲渡であつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの</p> <p>六 合併又は分割により特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を承継させることであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの</p> <p>七 その他前各号に掲げる取引に準ずるものとして<u>内閣府令</u>で定めるもの</p>	<p>(株券等に係る買付け等に準ずるもの)</p> <p>第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 株券等（法第六十七條第一項に規定する株券等をいう。第六十二条及び第六十二条の二を除き、以下同じ。）に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者（売方関連株券等の場合にあつては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの</p> <p>二 株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p style="text-align: right;">(第六十条第二号続き)</p> <p>行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者（売方関連株券等の場合にあつては、受領する立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）の付与</p> <p>三 株券等の売買に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位（売方関連株券等の場合にあつては、売主としての地位。以下この条及び次条において同じ。）を取得するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位（売方関連株券等の場合にあつては、買主としての地位。以下この条及び次条において同じ。）を取得するものに限る。）の付与</p> <p>四 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引 株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの</p> <p>五 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は株券等の</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十条第五号続き)</p> <p>価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与</p> <p>六 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの</p> <p>七 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与</p> <p>八 株券等に係る外国市場デリバティブ取引 前各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものと類似するもの</p> <p>九 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十一 株券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十条第十一号続き)</p> <p>掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。）の付与</p> <p>十二 株券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与</p> <p>十三 株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引 株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの</p> <p>十四 株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
	<p>(株券等に係る売付け等の範囲)</p> <p>第三十三条の四 法第六十七条第一項に規定する株券等の売付けその他の取引で<u>政令</u>で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定株券等の売付けその他の有償の譲渡 二 合併又は分割により特定株券等を承継させること。 三 関連株券等の売付けその他の有償の譲渡（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をした 	<p>(第六十条第十四号続き)</p> <p>払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十五 株券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十六 株券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第三十三条の四第三号続き) 者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)</p> <p>四 合併又は分割により関連株券等を承継させること (特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)</p> <p>五 特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等の買付けその他の有償の譲受けであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの</p> <p>六 合併又は分割により特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を承継することであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの</p> <p>七 その他前各号に掲げる取引に準ずるものとして<u>内閣府令</u>で定めるもの</p>	<p>(株券等に係る売付け等に準ずるもの)</p> <p>第六十一条 令第三十三条の四第七号に規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの</p> <p>二 株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 (これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。)に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるもの</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十一条第二号続き)</p> <p>のに限る。)の付与</p> <p>三 株券等の売買に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の付与</p> <p>四 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引 株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの</p> <p>五 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与</p> <p>六 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの</p> <p>七 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプ</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p style="text-align: right;">(第六十一条第七号続き)</p> <p>ションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与</p> <p>八 株券等に係る外国市場デリバティブ取引 前各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものと類似するもの</p> <p>九 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十一 株券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。)の付与</p> <p>十二 株券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十一条第十二号続き)</p> <p>取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与</p> <p>十三 株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引 株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの</p> <p>十四 株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の付与</p>

金融商品取引法 (第百六十七条第一項続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第六十一条続き)
<p>一 当該公開買付者等（その者が法人であるときは、その親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）その者の職務に関し知ったとき。</p> <p>二 当該公開買付者等の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主又は同条第三項に定める権利を有する社員（当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知ったとき。</p> <p>三 当該公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知ったとき。</p> <p>四 当該公開買付者等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該公開買付者等が法人であるときはその役員等以外のもの、その者</p>		<p>十五 株券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p> <p>十六 株券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十七条第一項第四号続き)</p> <p>が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。</p> <p>五 当該公開買付け等(上場株券等の第二十七条の第二の二第一項に規定する公開買付けを除く。)に係る上場等株券等の発行者(その役員等を含む。) 当該公開買付け者等からの伝達により知つたとき(当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該公開買付け者等からの伝達により知つたとき。)</p> <p>六 第二号、第四号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号、第四号又は前号に定めるところにより当該公開買付け等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。) その者の職務に関し知つたとき。</p> <p>2 前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付け等(当該公開買付け等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。)が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付け等が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。</p>		<p>(公開買付け等事実に係る軽微基準)</p> <p>第六十二条 法第百六十七条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。第六十三条第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該買集め行為により各年において買い集める株券等(令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。)の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。</p> <p>二 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。)が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであつて、当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするものに係ること。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十七条続き)</p> <p>3 公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項及び第五項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条、次条第二項、第百七十五条の二第二項及び第百九十七条の二第十五号において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（第一項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該公開買付け等事実を知つたものは、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をしてはならない。</p> <p>4 第一項から前項までにおける公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として<u>政令</u>で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。次項第八号において同じ。）の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定により第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の公開買付届出書若しくは第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたことをいう。</p> <p>5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用</p>	<p>(→第三十条第一項)</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十七条第五項続き)</p> <p>しない。</p> <p>一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権利を有する者が当該権利を行使することにより株券を取得する場合</p> <p>二 新株予約権（これに準ずるものとして<u>政令</u>で定める権利を含む。）を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券（これに準ずるものとして<u>政令</u>で定める有価証券を含む。）を取得する場合</p> <p>二の二 株券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合</p> <p>三 会社法第百六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第百八十六条第一項の規定による株式の買取りの請求（これらに相当する他の法令の規定による請求として<u>政令</u>で定めるものを含む。）又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合</p> <p>四 公開買付者等の要請（当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したもの（監査等委員会設置会社にあつては会社法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定したものを含み、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて執行役の決定したものを含む。）に限る。）に基づいて当該公開買付け等に係る上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。以下この号において同じ。）の買付け等をする場合（当該公開買付者等に当該上場等株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場等株券等の買付け等をする場合に限る。）</p>	<p>(新株予約権に準ずる権利等)</p> <p>第三十三条の四の二 法第百六十七条第五項第二号に規定する新株予約権に準ずるものとして<u>政令</u>で定める権利は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権とし、同号に規定する株券に準ずるものとして<u>政令</u>で定める有価証券は、同法に規定する投資証券とする。</p> <p>(株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求)</p> <p>第三十三条の四の三 法第百六十七条第五項第三号に規定する株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求として<u>政令</u>で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第四百一条第一項、第四百九条の三第一項、第四百九条の八第一項又は第四百九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求とする。</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十七条第五項続き)</p> <p>五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者の取締役会が決定した要請（監査等委員会設置会社にあつては会社法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定した要請を含み、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百十六条第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて執行役の決定した要請を含む。）に基づいて当該上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合</p> <p>六 第百五十九条第三項の政令で定めるところにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合</p> <p>七 第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の実施に関する事実を知つている者から買付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないである場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の中止に関する事実を知つている者に売付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないである場合（当該売付け等に係る者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知つている場合を除く。）</p> <p>八 特定公開買付者等関係者（公開買付者等関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つたものをいう。次号において同じ。）から当該公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（当該伝達を受けた者が第二十七条の三第一項の規定により行う公告において次に掲げる事項が明示され、かつ、これらの事項が記載され</p>		

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十七条第五項第八号続き) た当該伝達を受けた者の提出した同条第二項の公開買付届出書が第二十七条の十四第一項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。)</p> <p>イ 当該伝達を行った者の氏名又は名称</p> <p>ロ 当該伝達を受けた時期</p> <p>ハ 当該伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容として<u>内閣府令</u>で定める事項</p>		<p>(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容)</p> <p>第六十二条の二 法第百六十七条第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として<u>内閣府令</u>で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 上場等株券等（法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者（法第百六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。）から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 当該公開買付けに係る公開買付者等（法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>ロ 当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる同項に規定する株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類</p> <p>ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格、法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数及び法第二十七条の十三第四項各号に掲げる条件の内容</p> <p>二 令第三十一条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百六十七条第五項続き)</p> <p>九 特定公開買付者等関係者であつて第一項第一号に掲げる者以外のもの又は特定公開買付者等関係者から同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（特定公開買付者等関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（特定公開買付者等関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六月が経過している場合に限る。）</p>		<p>(第六十二条の二第二号続き)</p> <p>称及び住所又は所在地</p> <p>ロ 当該買集め行為の対象となる株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。ハにおいて同じ。）の発行者の名称及び当該株券等の種類</p> <p>ハ 当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付予定の株券等の数</p> <p>三 上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地</p> <p>ロ 当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類</p> <p>ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格、法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の上場株券等の数及び法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号に掲げる条件の内容</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十七条第五項続き)</p> <p>十 合併等により株券等を承継し、又は承継させる場合であつて、当該株券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として<u>内閣府令</u>で定める割合未満であるとき。</p> <p>十一 合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が公開買付者等の公開買付け等事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該公開買付け等に係る株券等を承継し、又は承継させるとき。</p> <p>十二 新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に株券等を承継させる場合</p> <p>十三 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者であつて公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合</p> <p>十四 公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく買付け等又は売付け等であることが明らかな買付け等又は売付け等をする場合（<u>内閣府令</u>で定める場合に限る。）</p>		<p>(→ 第五十八条の二)</p> <p>(公開買付け等に係る規制の適用除外)</p> <p>第六十三条 法第百六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち<u>内閣府令</u>で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者との間で当該発行者の発行する株券等に係る買付け等（法第百六十七条第一項に規定する買付け等をいう。第十号及び第十一号を除き、以下この項において同じ。）又は売付け等（法第百六十七条第一項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期日</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十三条第一項第一号続き)</p> <p>又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該買付け等又は売付け等を行う場合</p> <p>二 公開買付け等事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合</p> <p>三 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る株券等に係る法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に関し書面による契約を締結した者が、同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に当該契約の履行として当事者の間において金銭を授受するとともに、当該株券等を移転する場合</p> <p>四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの抛金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づ</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十三条第一項第五号続き)</p> <p>き、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該発行者の株券又は投資証券の買付けの指図を行う場合であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）</p> <p>六 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>七 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該従業員が当該信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合（第五号に掲げる場合を除く。）であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）</p> <p>八 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十三条第一項第八号続き)</p> <p>続的に行われる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>八の二 公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>九 累積投資契約により公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の発行する株券又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等を行われる場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>十 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等（同項に規定する買付け等をいう。）を行う場合</p> <p>十一 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等（同項に規定する買付け等をいう。）を行う場合</p> <p>十二 公開買付け等事実を知る前に発行者の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十三条第一項第十二号続き) 行うものに限る。)又は特定投資家向け売付け勧誘等 (金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の 取扱いを行うものに限る。)を行う場合</p> <p>十三 公開買付け等事実を知る前に法第六十七条第四 項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦 覧に供された新株予約権無償割当て又は新投資口予約 権無償割当て(新株予約権又は新投資口予約権の内容 として発行者が一定の事由が生じたことを条件として 当該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新投資 口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の 定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者 と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結し た金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券 又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る。) に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は 当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日 前から当該期限までの間において当該取得をすること。 ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又 は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の 十日前から当該期限までの間において当該売付けを すること。</p> <p>十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全て に該当する場合</p> <p>イ 公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開 買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付 け等に関する書面による契約の履行又は公開買付け 等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係 る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の書面に よる計画の実行として買付け等若しくは売付け等 を行うこと。</p> <p>ロ 公開買付け等事実を知る前に、次に掲げるいずれか の措置が講じられたこと。</p> <p>(1) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
		<p>(第六十三条第一項第十四号続き) 者に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと (当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。)</p> <p>(2) 当該契約又は計画に確定日付が付されたこと (金融商品取引業者が当該契約を締結した者又は当該計画を決定した者である場合に限る。)</p> <p>(3) 当該契約又は計画が法第六十七条第四項に定める公表の措置に準じ公衆の縦覧に供されたこと。</p> <p>ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う買付け等又は売付け等につき、買付け等又は売付け等の別、銘柄及び期日並びに当該期日における買付け等又は売付け等の総額又は数(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)が、当該契約若しくは計画において特定されていること、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の余地がない方式により決定されること。</p> <p>2 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社(上場会社等を除く。)をいう。</p> <p>一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>3 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社(上場会社等を除く。)をいう。</p> <p>一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主等の議決権の百</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(未公表の重要事実の伝達等の禁止)</p> <p>第百六十七条の二 上場会社等に係る第百六十六条第一項に規定する会社関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該業務等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等を行うことを勧めてはならない。</p> <p>2 公開買付者等に係る前条第一項に規定する公開買付者等関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該公開買付者等の公開買付け等事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該公開買付け等事実について同項の公表がされたこととなる前に、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をさせ、又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をさせることにより当該他人に利益</p>		<p>分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>二 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社</p> <p>三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社</p> <p>4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百六十七条の二第二項続き)</p> <p>を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該公開買付け等事実を伝達し、又は当該買付け等若しくは当該売付け等をするを勧めてはならない。</p> <p>(会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令)</p> <p>第百七十五条 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。</p> <p>一 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>二 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する</p>		

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第七十五条第一項第二号続き)</p> <p>重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>三 第六十六条第一項に規定する売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合（第九項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。）次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額</p> <p>イ 運用対象財産の運用として当該売買等を行った者当該売買等をした日の属する月（当該売買等が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額</p>		<p><金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令></p> <p>（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における対価の額等）</p> <p>第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定めるものは、同号の売買等をした者（以下この項から第三項までにおいて「違反者」という。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。</p> <p>一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。）当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該売買等（以下この項から第三項までにおいて「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条第一項第三号続き)</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として<u>内閣府令</u>で定める額</p>		<p>(第一条の二十一第一項第三号続き)</p> <p>他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十五号イからハマまでに掲げる権利を有する者から違反者が抛受を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>2 法第百七十五条第一項第三号イに規定する<u>内閣府令</u>で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とし、当該総額が算出できない場合にあっては、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を十で除して得た額とする。</p> <p>3 法第百七十五条第一項第三号ロに規定する<u>内閣府令</u>で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百七十五条続き)</p> <p>2 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。</p> <p>一 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>二 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる</p>		<p>(第一条の二十一第三項続き)</p> <p>額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条第二項第二号続き)</p> <p>額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>三 第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者が、自己以外の者の計算において、当該買付け等又は売付け等をした場合 次のイ又はロに掲げる当該買付け等又は売付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額</p> <p>イ 運用対象財産の運用として当該買付け等又は売付け等を行った者 当該買付け等又は売付け等をした日の属する月(当該買付け等又は売付け等が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月)における当該運用対象財産のうち<u>内閣府令</u>で定めるものの運用の対価の額に相当する額として<u>内閣府令</u>で定める額に三を乗じて得た額</p>		<p>(第一条の二十一続き)</p> <p>4 法第百七十五条第二項第三号イに規定する<u>内閣府令</u>で定めるものは、同号の特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同号の株券等に係る売付け等をした者(以下この項から第六項までにおいて「違反者」という。)が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの(不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。)とする。</p> <p>一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為(法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。) 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第百七十五条第二項第三号の特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同号の株券等に係る売付け等(以下この項から第六項までにおいて「算定対象取引」という。)に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。) 投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損</p>

金融商品取引法 (第百七十五条第二項第三号続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第一条の二十一第四項第二号続き)
<p>ロ イに掲げる者以外の者 当該買付け等又は売付け</p>		<p>失が帰属するもの</p> <p>三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が抛受を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十五号イからハマでに掲げる権利を有する者から違反者が抛受を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>5 法第百七十五条第二項第三号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とし、当該総額が算出できない場合にあっては、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を十で除して得た額とする。</p> <p>6 法第百七十五条第二項第三号ロに規定する内閣府令で</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百七十五条第二項第三号続き) 等に係る手数料、報酬その他の対価の額として<u>内閣府令</u>で定める額</p> <p>3 前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の<u>政令</u>で定める取引をいう。</p>	<p>(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)</p> <p>第三十三条の十五 法第百七十五条第三項に規定する<u>政令</u>で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 有価証券の売付けその他の有償の譲渡</p> <p>二 合併又は分割により有価証券を承継させること。</p> <p>三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲</p>	<p>(第一条の二十一第六項続き)</p> <p>定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。</p> <p>7 第二項及び第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
	<p>(第三十三条の十五第七号続き)</p> <p>げる取引に類似するものに限る。)</p> <p>八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)</p> <p>九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)</p> <p>十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引(特定有価証券等若しくは株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)</p> <p>十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引(当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)</p> <p>(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算に関し必要な事項)</p> <p>第三十三条の十七 法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等又は同条第四項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。) 約定数値(外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの)</p> <p>二 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。) 又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプシヨ</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p>(第三十三条の十七第一項第二号続き)</p> <p>ンの対価の額</p> <p>三 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの</p> <p>四 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの</p> <p>五 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに類似するもの</p> <p>2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p> <p>二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの</p> <p>三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p> <p>四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p> <p>五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百七十五条続き)</p> <p>4 第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の<u>政令</u>で定める取引をいう。</p>	<p>(第三十三条の十七第二項第五号続き)</p> <p>の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p> <p>(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)</p> <p>第三十三条の十六 法第百七十五条第四項に規定する<u>政令</u>で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 有価証券の買付けその他の有償の譲受け</p> <p>二 合併又は分割により有価証券を承継すること。</p> <p>三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）</p> <p>八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証</p>	

金融商品取引法 (第百七十五条続き)	金融商品取引法施行令 (第三十三條の十六第十号続き)	内閣府令
<p>5 第一項第一号ロの「業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして<u>内閣府令</u>で定めるものをいい、当該重要事実の公表がされた日にあつては、<u>内閣府令</u>で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。</p>	<p>券等若しくは株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p>	<p>（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）</p> <p>第一条の二十二 法第百七十五条第五項及び第七項に規定する<u>内閣府令</u>で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p>一 有価証券の売付け等（法第百七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格</p> <p>二 有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等（法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）又は株券等（法第百六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p style="text-align: right;">(第七十五条続き)</p> <p>6 第一項第二号イの「業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第三百十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。</p>		<p style="text-align: right;">(第一条の二十二続き)</p> <p>2 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。</p> <p>3 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p>一 有価証券の買付け等（法第七十五条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格</p> <p>二 有価証券の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>4 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第七十五条続き)</p> <p>7 第二項第一号口の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。</p> <p>8 第二項第二号イの「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。</p> <p>9 第一項（第三号を除く。）の規定は、第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第六十三条第一項に規定する上場会社等をいい、第六十六条第一項第一号に規定する親会社、子会社、資産運用会社及び特定関係法人を含む。次条第十三項において同じ。）の計算において第六十六条第一項に規定する売買等をした当</p>		<p>(第一条の二十二第四項続き)</p> <p>とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。</p> <p>(→第一条の二十二第一項・第二項)</p> <p>(→第一条の二十二第三項・第四項)</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第七百七十五条第九項続き)</p> <p>該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項第一号及び第二号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第一項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第六十六条第一項に規定する売買等をした者は、自己の計算において当該売買等（当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした場合にあっては、当該売買等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。</p> <p>一 当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として<u>内閣府令</u>で定める者</p> <p>二 当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として<u>内閣府令</u>で定める者</p> <p>11 第二項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは</p>		<p>(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における売買等をした者と密接な関係を有する者等)</p> <p>第一条の二十三 法第七百七十五条第十項第一号に規定する<u>内閣府令</u>で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 当該売買等をした者の親会社</p> <p>二 当該売買等をした者の子会社</p> <p>三 当該売買等をした者と同一の親会社をもつ会社等</p> <p>四 当該売買等をした者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、当該売買等をした者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。）</p> <p>2 法第七百七十五条第十項第二号に規定する<u>内閣府令</u>で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 当該売買等をした者（個人に限る。）の親族</p> <p>二 当該売買等をした者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>三 当該売買等をした者の役員等</p> <p>四 前三号に掲げる者以外の者で当該売買等をした者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの</p> <p>五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条第十一項続き)</p> <p>関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者は、自己の計算において当該買付け等又は売付け等（当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした場合にあつては、当該買付け等又は売付け等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第二項の規定を適用する。</p> <p>一 当該買付け等又は売付け等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として<u>内閣府令</u>で定める者</p> <p>二 当該買付け等又は売付け等をした者と生計を一にする者その他の当該買付け等又は売付け等をした者と特殊の関係にある者として<u>内閣府令</u>で定める者</p> <p>12 第三項から第八項まで及び前二項に規定するもののほか、第一項（第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項に規定する有価証券の売</p>		<p>(第一条の二十三続き)</p> <p>3 法第百七十五条第十一項第一号に規定する<u>内閣府令</u>で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該買付け等又は売付け等をした者の親会社 二 当該買付け等又は売付け等をした者の子会社 三 当該買付け等又は売付け等をした者と同一の親会社をもつ会社等 四 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。以下この号において同じ。）の同族会社（法人税法第二条第十号に規定する同族会社をいい、当該買付け等又は売付け等をした者が支配していないことが明らかであると認められる会社を除く。） <p>4 法第百七十五条第十一項第二号に規定する<u>内閣府令</u>で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）の親族 二 当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 三 当該買付け等又は売付け等をした者の役員等 四 前三号に掲げる者以外の者で当該買付け等又は売付け等をした者（個人に限る。）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条第十二項続き) 付け等又は有価証券の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令) 第百七十五条の二 第百六十七条の二第一項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をするを勧める行為(以下この項において「違反行為」という。)をした者(以下この項において「違反者」という。)があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をするを勧められた者(以下この項及び第三項において「情報受領者等」という。)が当該違反行為に係る第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合(同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。)に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。</p> <p>一 特定有価証券等に係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為、同項第四号に掲げる行為(店頭デリバティブ取引を除く。)、同項第十号に掲げる行為(有価証券の売買を除く。)その他これらに類するものとして政令で定める行為に係る業務(これらに付随する業務として内閣府令で定めるものを含む。以下この項及び次項において「仲介関連業務」という。)に関し違反行為をした場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月(当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月)における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じ</p>		<p>(第二条第八項第二号に掲げる行為等に付随する業務) 第一条の二十四 法第百七十五条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十五条第一項第八号に掲げる行為を行う業務とする。</p> <p>(仲介関連業務の対価の額に相当する額等) 第一条の二十五 法第百七十五条の二第一項第一号及び第二号イに規定する内閣府令で定める額は、同項に規定する違反行為が行われた日の属する月(当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月)について同項に規定する情報受領者等から当該違反行為をした者に対し、仲介関連業務(同項第一号に規定する仲介関連業務をいう。第三項において同じ。)の対価として支払われ、又は支払わ</p>

金融商品取引法 (第七十五條の二第一項第一號続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第一條の二十五第一項続き)
<p>て得た額</p> <p>二 当該特定有価証券等に係る第二条第八項第九号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号並びに第八十五條の七第十二項及び第十三項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額</p> <p>イ 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として<u>内閣府令</u>で定める額に三を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として<u>内閣府令</u>で定める額に二分の一を乗じて得た額</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額</p>		<p>れるべき金銭その他の財産（以下この項において「仲介関連業務報酬」という。）の価額（仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該仲介関連業務報酬を当該算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。</p> <p>(→第一條の二十五第一項)</p> <p>2 法第七十五條の二第一項第二号ロに規定する<u>内閣府令</u>で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>一 法第七十五條の二第一項に規定する違反行為に係る法第六十三條第一項に規定する特定有価証券等の発行者から当該違反行為をした者に対し、募集等業務（法第七十五條の二第一項第二号に規定する募集等業務をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該募集等業務に併せて行われる法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額</p> <p>二 前号の違反行為をした者がその募集等業務に関して他の者に法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、当該違反行為をした者から当該他の者に対し、当該業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額</p>

金融商品取引法 (第百七十五条の二続き)	金融商品取引法施行令	内閣府令 (第一条の二十五続き)
<p>2 第百六十七条の二第二項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等をするを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該買付け等若しくは売付け等をするを勧められた者（以下この項及び第四項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る公開買付け等事実について第百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。</p> <p>一 株券等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として<u>内閣府令</u>で定める額に三を乗じて得た額</p> <p>二 当該株券等に係る募集等業務に関し違反行為をした場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額 イ 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として<u>内閣府令</u>で定める額に三を乗じて得た額 ロ 当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行わ</p>		<p>3 法第百七十五条の二第二項第一号及び第二号イに規定する<u>内閣府令</u>で定める額は、同項に規定する違反行為が行われた日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）について同項に規定する情報受領者等から当該違反行為をした者に対し、仲介関連業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下この項において「仲介関連業務報酬」という。）の価額（仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該仲介関連業務報酬を当該算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。</p> <p>(→第一条の二十五第三項)</p> <p>4 法第百七十五条の二第二項第二号ロに規定する<u>内閣府</u></p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条の二第二項第二号続き)</p> <p>れる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として<u>内閣府令</u>で定める額に二分の一を乗じて得た額</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付け等又は売付け等によって得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額</p> <p>3 第一項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)をいう。</p> <p>一 情報受領者等が特定有価証券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該特定有価証券等の売付け等について当該特定有価証券等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該特定有価証券等の売付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該特定有価証券等の売付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>二 情報受領者等が特定有価証券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該特定有価証券等の買付け等について第一項の</p>		<p>(第一条の二十五第四項続き)</p> <p>全で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>一 法第百七十五条の二第二項に規定する違反行為に係る法第百六十七条第一項に規定する株券等の発行者から当該違反行為をした者に対し、募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額</p> <p>二 前号の違反行為をした者がその募集等業務に関して他の者に法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、当該違反行為をした者から当該他の者に対し、当該業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額</p> <p>5 第一項及び第三項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条の二第三項第二号続き)</p> <p>公表がされた後二週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該特定有価証券等の買付け等について当該特定有価証券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>4 第二項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。</p> <p>一 情報受領者等が株券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該株券等の売付け等について当該株券等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該株券等の売付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該株券等の売付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>二 情報受領者等が株券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 当該株券等の買付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該株券等の買付け等の数量を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該株券等の買付け等について当該株券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額</p> <p>5 第三項第一号の「特定有価証券等の売付け等」とは、特定有価証券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の<u>政令</u>で定める取引をいう。</p>	<p>(未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の売付け等)</p> <p>第三十三条の十八 法第百七十五条の二第五項に規定する<u>政令</u>で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 特定有価証券等の売付けその他の有償の譲渡</p> <p>二 合併又は分割により特定有価証券等を承継させること。</p> <p>三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
	<p style="text-align: center;">(第三十三条の十八続き)</p> <p>五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）</p> <p>八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条の二続き)</p> <p>6 第三項第一号ロの「第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして<u>内閣府令</u>で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、<u>内閣府令</u>で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。</p>		<p>(未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)</p> <p>第一条の二十六 法第百七十五条の二第六項及び第十項に規定する<u>内閣府令</u>で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p>一 特定有価証券等の売付け等（法第百七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格</p> <p>二 特定有価証券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等（法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>三 株券等の売付け等（法第百七十五条の二第九項に規定する株券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格</p> <p>四 株券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 株券等（法第百六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>2 法第百七十五条の二第六項及び第十項に規定する<u>内閣府令</u>で定める額は、法第百六十六条第一項に規定する業務</p>

金融商品取引法 (第百七十五条の二続き)	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令 (第一条の二十六第二項続き)
<p>7 第三項第二号の「特定有価証券等の買付け等」とは、特定有価証券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の<u>政令</u>で定める取引をいう。</p>	<p>(未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の買付け等)</p> <p>第三十三条の十九 法第百七十五条の二第七項に規定する<u>政令</u>で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 特定有価証券等の買付けその他の有償の譲受け</p> <p>二 合併又は分割により特定有価証券等を承継すること。</p> <p>三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p> <p>六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）</p>	<p>等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。</p>

金融商品取引法 (第百七十五条の二続き)	金融商品取引法施行令 (第三十三条の十九第六号続き)	内閣府令 (第一条の二十六続き)
<p>8 第三項第二号イの「第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。</p>	<p>る。）</p> <p>七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）</p> <p>八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p>	<p>3 法第百七十五条の二第八項及び第十二項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p>一 特定有価証券等の買付け等（法第百七十五条の二第七項に規定する特定有価証券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格</p> <p>二 特定有価証券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引であ</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内 閣 府 令
<p>(第百七十五条の二続き)</p> <p>9 第四項第一号の「株券等の売付け等」とは、株券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者と</p>	<p>(未公表の公開買付け等事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の売付け等)</p> <p>第三十三条の二十 法第百七十五条の二第九項に規定する<u>政令</u>で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 株券等の売付けその他の有償の譲渡</p>	<p>(第一条の二十六第三項続き)</p> <p>る場合 特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>三 株券等の買付け等（法第百七十五条の二第十一項に規定する株券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格</p> <p>四 株券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>4 法第百七十五条の二第八項及び第十二項に規定する<u>内閣府令</u>で定める額は、法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第百七十五条の二第九項続き) なるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)<u>政令</u>で定める取引をいう。</p>	<p>(第三十三条の二十続き) 二 合併又は分割により株券等を承継させること。 三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。) 四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。) 五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。) 六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。) 七 外国市場デリバティブ取引(第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。) 八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。) 九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。) 十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引(株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの</p>	

金融商品取引法 (第百七十五条の二続き)	金融商品取引法施行令 (第三十三条の二十第十号続き)	内閣府令
<p>10 第四項第一号ロの「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。</p> <p>11 第四項第二号の「株券等の買付け等」とは、株券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。</p>	<p>に限る。)</p> <p>十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)</p> <p>(未公表の公開買付け等事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の買付け等)</p> <p>第三十三条の二十一 法第百七十五条の二第十一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 株券等の買付けその他の有償の譲受け</p> <p>二 合併又は分割により株券等を承継すること。</p> <p>三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)</p> <p>四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)</p> <p>五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)</p> <p>六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)</p>	

金融商品取引法 (第百七十五条の二続き)	金融商品取引法施行令 (第三十三条の二十一第六号続き)	内閣府令
<p>12 第四項第二号イの「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。</p> <p>13 第一項の規定は、上場会社等の業務として特定伝達等行為（第六十七条の二第一項に規定する目的をもって同項の伝達をし、又は同項の売買等を行うことを勧める行為をいう。）をした当該上場会社等の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場</p>	<p>る。）</p> <p>七 外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）</p> <p>八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p> <p>十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）</p>	<p>(→第一条の二十六第三項・第四項)</p>

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第七百七十五条の二第十三項続き)</p> <p>合において、第一項中「当該違反者」とあるのは、「当該上場会社等」と読み替えるものとする。</p> <p>14 第二項の規定は、公開買付者等(第六百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいい、同項第一号に規定する親会社を含む。)の業務として特定伝達等行為(第六百六十七条の二第二項に規定する目的をもって同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等をするを勧める行為をいう。)をした当該公開買付者等の第六百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「当該違反者」とあるのは、「当該公開買付者等」と読み替えるものとする。</p> <p>15 第三項から第十二項までに規定するもののほか、第三項に規定する特定有価証券等の売付け等又は特定有価証券等の買付け等及び第四項に規定する株券等の売付け等又は株券等の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項(第十三項において準用する場合を含む。)及び第二項(前項において準用する場合を含む。)の課徴金の計算に関し必要な事項は、<u>政令</u>で定める。</p>	<p>(未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算に関し必要な事項)</p> <p>第三十三条の二十二 法第七百七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等若しくは同条第七項に規定する特定有価証券等の買付け等又は同条第九項に規定する株券等の売付け等若しくは同条第十一項に規定する株券等の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。) 約定数値(外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの)</p> <p>二 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額</p> <p>三 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)又は同条第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの</p> <p>四 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに類似</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>(第三十三条の二十二第一項第四号続き) する外国市場デリバティブ取引を含む。)又は同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの</p> <p>五 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに類似するもの</p> <p>2 前項の場合において、特定有価証券等の売付け等若しくは特定有価証券等の買付け等又は株券等の売付け等若しくは株券等の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p> <p>二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの</p> <p>三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p> <p>四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p> <p>五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの</p>	

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(略)</p> <p>(第九十七條の二続き)</p> <p>十三 …第六十六條第一項若しくは第三項若しくは第六十七條第一項若しくは第三項の規定に違反した者</p> <p>十四 第六十七條の二第一項の規定に違反した者(当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をするを勧められた者が当該違反に係る第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合(同條第六項各号に掲げる場合に該当するときは除く。)に限る。)</p> <p>十五 第六十七條の二第二項の規定に違反した者(当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をするを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第六十七條第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合(同條第五項各号に掲げる場合に該当するときは除く。)に限る。)</p> <p>第九十八條の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。</p> <p>一 第九十七條第一項第五号若しくは第二項又は第九十七條の二第十三号の罪の犯罪行為により得た財産</p> <p>二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオプションその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産</p> <p>2 前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。</p> <p>第二百七條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号</p>		

金融商品取引法	金融商品取引法施行令	内閣府令
<p>(第二百七条第一項続き) に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(略)</p> <p>二 第九十七条の二(第十一号及び第十二号を除く。) 又は第九十七条の三 五億円以下の罰金刑</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の規定により第九十七条、第九十七条の二(第十一号及び第十二号を除く。)又は第九十七条の三の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p> <p>3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>		